

根室国後間海底電信線陸揚施設保存活用計画

北海道根室市

令和7年3月

はじめに

本土最東端に位置する根室市は、北方領土返還要求運動原点の地であり、北方四島が日本固有の領土であるという「歴史的」「国際法的」根拠に基づき、昭和20年（1945年）12月以来今日まで休むことなく全国の先頭に立って返還運動を続けています。

かつて根室が北方領土とつながっていたことを示す本土に残る唯一の建造物である「根室国後間海底電信線陸揚施設（通称：陸揚庫）」については、将来的な保存と活用を目指して、根室市が平成25年（2013年）に土地と建物を取得した後、平成30年（2018年）には活用整備事業として、現地に案内板と多言語対応アプリを活用した説明版を設置するなどの取り組みを進め、その後、令和3年（2021年）7月、文化審議会が国の登録有形文化財への登録を文部科学大臣に答申し、同年10月、北方領土関連施設として初めて、国の登録有形文化財となりました。

また、波しぶき、風雨、積雪寒冷、台風などの外部要因により、陸揚庫本体の劣化が進んでいたことから、令和3年（2021年）7月、北方領土対策に関する専門家会議の設置に合わせ、北方領土対策に関する専門家会議「根室国後間海底電信線陸揚庫の保存と活用を考える分科会」を設置し、約2年間にわたり、保存と活用について専門的見地から調査・検討を重ね、その結果などを踏まえ、この度、本保存活用計画を策定しました。

本計画が、陸揚庫の恒久的な保存の指針となり、戦後80年を迎えようとしている現在も、なお解決していない領土問題に対する理解と共感を全国に広げ、陸揚庫が返還運動の象徴となる施設として活用されていくことを願っています。

本計画の策定並びに保存活用計画書刊行にあたって、ご指導、ご協力をいただきました関係者の皆様に対して深く感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

根室市長 石垣 雅 敏

例 言

1. 本計画は、北海道根室市に所在する「登録有形文化財（建造物）根室国後間海底電信線陸揚施設」に関する保存活用計画である。
2. 本計画は、令和6年度（2024年度）に根室市が事業主体となり、「国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金」事業として実施し、策定したものである。
3. 本計画は、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（平成31年3月 文化庁）」に基づき策定した。
4. 「登録有形文化財（建造物）根室国後間海底電信線陸揚施設」は、本保存活用計画において、単に「陸揚庫」と記載することがある。
5. 本計画の策定に係る事務及び総括は、根室市北方領土対策部北方領土対策課が担当し、計画案の作成業は、歴史地域未来創造株式会社やまちに委託した。
6. 本計画の策定にあたり参考にした、「登録有形文化財（建造物）根室国後間海底電信線陸揚施設」に関する資料は以下のとおりである。
 - ・根室市歴史と自然の資料館紀要
 - ・北方領土対策に関する専門家会議
「根室国後間海底電信線陸揚庫の保存と活用を考える分科会」 報告書

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の作成	1
(1) 計画の作成年月日	1
(2) 計画作成者	1
(3) 計画期間	1
(4) 登録有形文化財（建造物）保存活用計画の名称	1
2. 文化財の名称等	1
(1) 登録有形文化財（建造物）の名称及び所在の場所	1
(2) 登録有形文化財（建造物）の構造及び形式	1
(3) 登録基準	1
(4) 所有者	1
(5) 特徴・評価	1
3. 文化財の概要	2
(1) 文化財の構成	2
(2) 文化財の概要	5
(3) 文化財の価値	21
4. 文化財保護の経緯	24
(1) 保存事業履歴	24
(2) 活用履歴	24
5. 保護の現状と課題	25
(1) 保存の現状と課題	25
(2) 活用の現状と課題	25
6. 計画の概要	26
(1) 計画区域	26
(2) 計画の目的	26
(3) 基本方針	26
第2章 保存管理計画	27
1. 保存管理の現状	27
(1) 保存状況	27
(2) 管理状況	31
2. 保護の方針	32
(1) 保護の方針設定の考え方	32
(2) 部分の設定と保護の方針	35
(3) 部位の設定と保護の方針	35
(4) 部分設定及び部位設定	36
3. 管理計画	51
(1) 管理体制	51

(2) 管理方法	51
4. 修理計画	51
(1) 今後の維持修理の措置・保存修理計画	51
(2) 今後の具体的な事業計画	52
第3章 環境保全計画	53
1. 環境保全の現状と課題	53
2. 環境保全の基本方針	54
3. 区域の区分と保全方針	54
4. 防災上の課題と対策	56
(1) 防災上の課題と今後の対処方針	56
(2) 環境保全施設整備計画	56
第4章 防災計画	57
1. 防災対策の考え方	57
2. 今後の対処方針	57
第5章 活用計画	58
1. 公開その他の活用の基本方針	58
(1) 公開活用に係る基本方針	58
(2) 現在の公開状況	58
(3) 活用上の課題	61
2. 公開計画	62
(1) 公開範囲	62
(2) 展示計画	62
3. 活用基本計画	62
(1) 計画条件の整理	62
(2) 活用方策	63
(3) 施設等整備計画	64
(4) 外構及び周辺整備計画	64
(5) 管理・運営計画	64
第6章 保護に係る諸手続き	65
1. 保護に係る諸手続き	65
(1) 文化庁への届出や報告を要する場合	65

第1章 計画の概要

1. 計画の作成

(1) 計画の作成年月日

令和7年(2025年)年3月21日

(2) 計画作成者

根室市

(3) 計画期間

令和7年(2025年)4月から令和12年(2030年)3月までの5年間とする

(4) 登録有形文化財(建造物)保存活用計画の名称

根室国後間海底電信線陸揚施設(通称・陸揚庫)保存活用計画

2. 文化財の名称等

(1) 登録有形文化財(建造物)の名称及び所在の場所

1) 名称及び員数・種別

国登録有形文化財 根室国後間海底電信線陸揚施設 1棟

種別: 交通、建築物

2) 登録年月日及び登録番号

令和3年(2021年)10月14日 登録番号01-0161号

3) 所在の場所

北海道根室市西浜町十丁目3-2

(2) 登録有形文化財(建造物)の構造及び形式

鉄筋コンクリート造平屋建、建築面積20㎡、門柱付

(3) 登録基準

国土の歴史的景観に寄与しているもの

(4) 所有者

根室市

(5) 特徴・評価

根室と国後島を繋ぐ通信用海底ケーブルの陸揚施設。南面し東西三・八メートル、南北五・九メートル、鉄筋コンクリート造平屋建で正面中央を開口として半円柱を立てる。内部は二室で奥室床に陸揚開口を残す。前方に門柱付設。国後島との繋がりを示す遺構。

3. 文化財の概要

(1) 文化財の構成

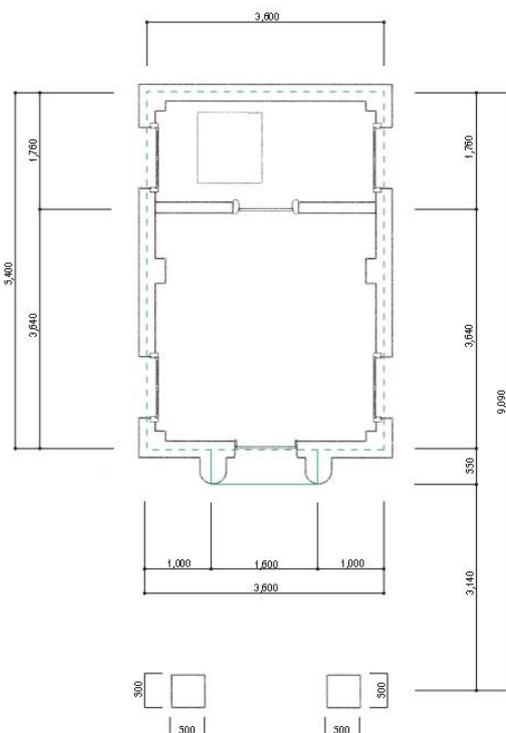
根室国後間海底電信線陸揚施設（陸揚庫）は、6本柱併用による壁式鉄筋コンクリート造の平屋建てで、建物の規模は南北5.45m、東西3.64m、高さ3.77mである。面積は19.84㎡（約6坪）である。

屋根は軒先にかけてモルタルで若干の水勾配を持たせた陸屋根であり、外壁ともにコンクリート下地のモルタルコテ押さえとなっている。東面、西面ともに窓が2か所ずつ設けられ、それぞれ窓底がついている。入り口は南面に1か所開口し、入口上に庇が設けられている。庇上の立ち上がり部分にはアスファルトコンパウンドがモルタル下に施工されている。入り口両側には、半円形の付柱が見られ意匠上のアクセントとなっており、全体として左右対称のデザインとなっている。

内部は前室と後室の2つの部屋で構成されており、壁と木製ドアで区画されている。床、巾木、腰壁はモルタルコテで仕上げられ、壁から天井は白い漆喰が塗られている。前室と後室それぞれの東西壁に窓が1か所ずつ設置されており、内側に開く観音開きの窓枠が残る。後室には、海底電信線の引き込み口として、床に1m四方で深さ1mのケーブルピットが掘られており、ケーブルピットの底部には、外部からケーブルを引き込む40cm四方の正方形の穴が2か所開けられ、うち1か所にケーブルの残欠が確認されている。

また、陸揚庫の南側には、門柱と門柱に付随した戸当たりが設置されている。

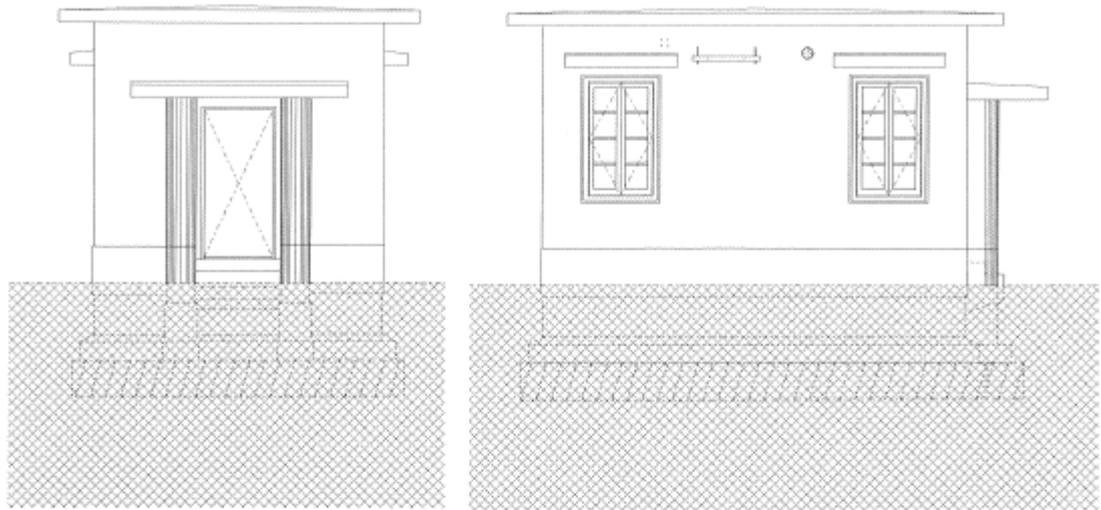
< 図面 >



門柱

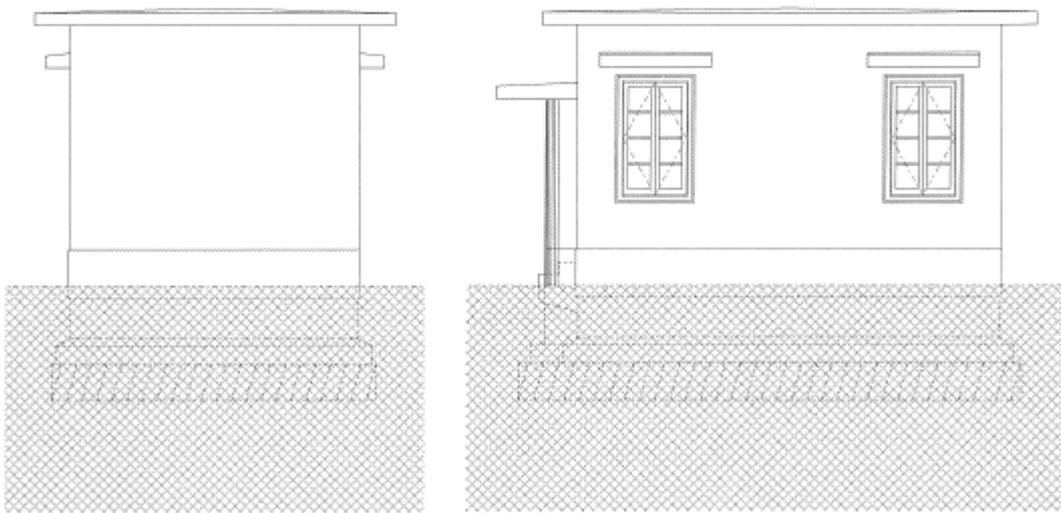


図 1-1 根室国後間海底電信線陸揚施設平面図



南面

西面



北面

東面

图 1-2 根室国後間海底電信線陸揚施設立面图



写真 1-1 陸揚庫全景 (南西面)



写真 1-2 陸揚庫全景 (南東面)



写真 1-3 陸揚庫全景 (南面)



写真 1-4 陸揚庫全景 (北東面)



写真 1-5 内部全景 (出入口より内部を観た情景)



写真 1-6 内部 (奥の部屋の (東側))



写真 1-7 内部 (手前の部屋 (西側))



写真 1-8 内部 (奥の部屋の床下。ケーブル)

写真 1-1～8 現況写真 (2022 年 9 月調査写真)

(2) 文化財の概要

1) 立地・環境

根室と国後島間を結んだ海底電信線陸揚施設は、根室市を流れるハッターリ川の河口、ハッターリ浜と呼ばれる海岸沿いに位置する。

晴れた日には国後島の泊山、羅臼山、爺爺岳まで望むことができる。

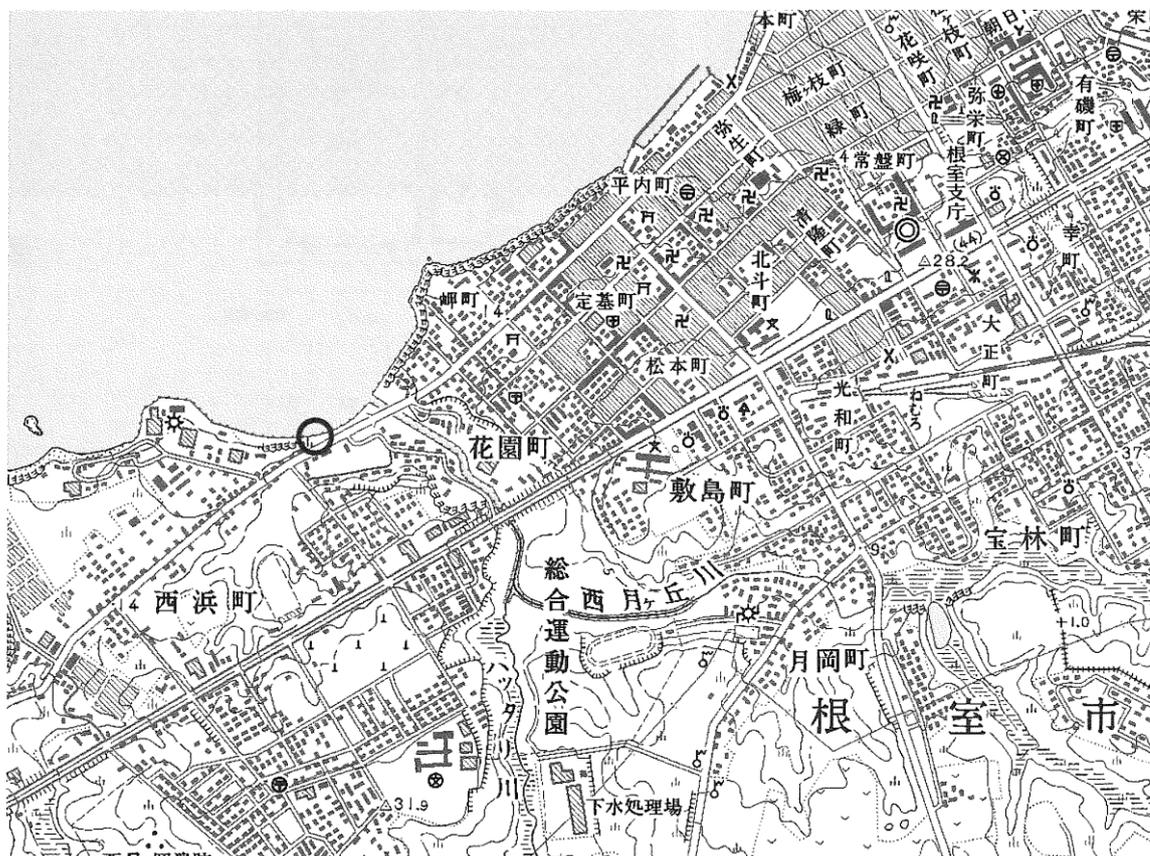


図 1-3 根室国後間海底電信線陸揚施設位置図

<根室市の特性>

根室市は、北海道の東端に位置し、太平洋とオホーツク海に面している。細長い台地状の根室半島と歯舞群島からなり、面積は 502.65 km²（うち歯舞群島 94.84 km²）で、東西方向は 100.83km、南北方向は 54.87km に及ぶ。

隣接する市町村は、根室振興局管内の別海町と釧路振興局管内の浜中町の合計 2 町となっており、海を隔てて東側には歯舞群島を含む北方領土が連なる。

根室には約 8000 年前からの遺跡が点在し、人が暮らしていたことがわかっている。

根室の開拓は元禄年間に始まり、宝暦 4 年（1754 年）には納沙布の航路が開かれ、松前藩が国後場所を開いて、根室に運上屋が置かれた。

明治維新後、明治 2 年（1869 年）に開拓使が開設され、松本判官が属僚 130 人を連れ往来し、根室に開拓使出張所を置いた。明治 15 年（1882 年）に開拓使が廃止されると、函館県、札幌県に並び、根室県が設置され、その後北海道庁が設置される明治 19 年

(1886年)までの間、根室市に県庁が置かれ開拓が進められた。蟹、昆布、鮭などの北方領土近海の豊かな資源に恵まれて水産業を中心に発展し、明治19年(1886年)からは和田屯田兵による大量入植が行われ、明治33年(1900年)には人口14,000人を超える北海道東部最大の町となった。また、同年に北海道一級町村制が施行されると根室郡根室町となる。

昭和20年(1945年)の根室空襲の際に、町の大半を焼失し、更に北方領土をソ連軍に不法占領された。同年12月より当時の根室町長、漁民代表、四島から脱出した島民の代表が連合軍最高司令官マッカーサー元帥に対して陳情要請した。これが北方領土返還要求運動の始まりとされており、それ以来、元島民の他界や高齢化が進む中、今日まで休むことなく続けられている。

戦後の根室は、産業や経済の復興に困難を来したが、北洋漁業を中心とした水産業で立ち直り、我が国有数の水産都市として発展してきた。昭和32年(1957年)には、根室町と和田村が合併して根室市が誕生、更に同34年(1959年)に歯舞村を編入し、同42年(1967年)には人口49,000人を超えた。

しかし、同52年(1977年)の漁業専管水域200カイリ施行さらに平成4年(1992年)からは北太平洋公海での鮭・鱒沖取り禁止などにより、漁獲高が減少し厳しい状況に置かれている。

平成9年(1997年)には花咲港への年間のさんまの水揚げが、量・額ともに日本一となった。現在も漁業を中心とした水産業のまちとして、さんまの水揚げ量は日本一を誇り、花咲ガニや春鮭鱒、秋サケなど、多くの水産物が水揚げされている。

<自然環境>

根室市は、1年を通じて冷涼で夏は千島海流の影響で太平洋側に海霧が多く比較的気温の低い日が続く。秋は一年を通じて最も快適な季節だが、11月以降は北西の季節風が強くなる。冬は乾燥した晴天が多く、北海道内では比較的暖かいが、厳寒期の2月にはオホーツク海側の沿岸域が流氷に覆われるなど、厳しい気候となっている。

年間累計積雪量は平年値で159cmと、北海道内では積雪量の少ない地域である。ただし、最低気温が0℃を下回る期間が4か月間と長期間にわたるため、凍結・融解作用による建造物部材の劣化や、外装材の割れ・剥がれなどが懸念される

根室市は海や湖、湿原など、非常に豊かな自然環境を有している。根室市の西側にある風蓮湖は白鳥の湖として知られ、中でも春国岱原生野鳥公園は世界有数の野鳥・水鳥の飛来地として有名で、風蓮湖・春国岱はラムサール条約に登録されている。

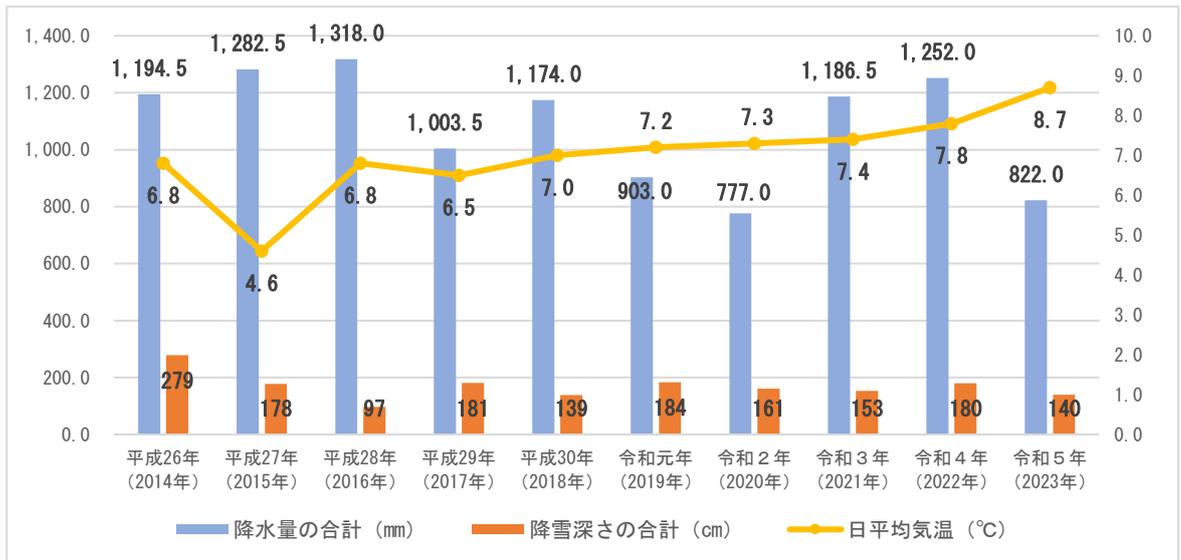


図 1-4 過去 10 年間の根室市の降水量、降雪の深さ、日平均気温の平均
(気象庁データを基に作成)

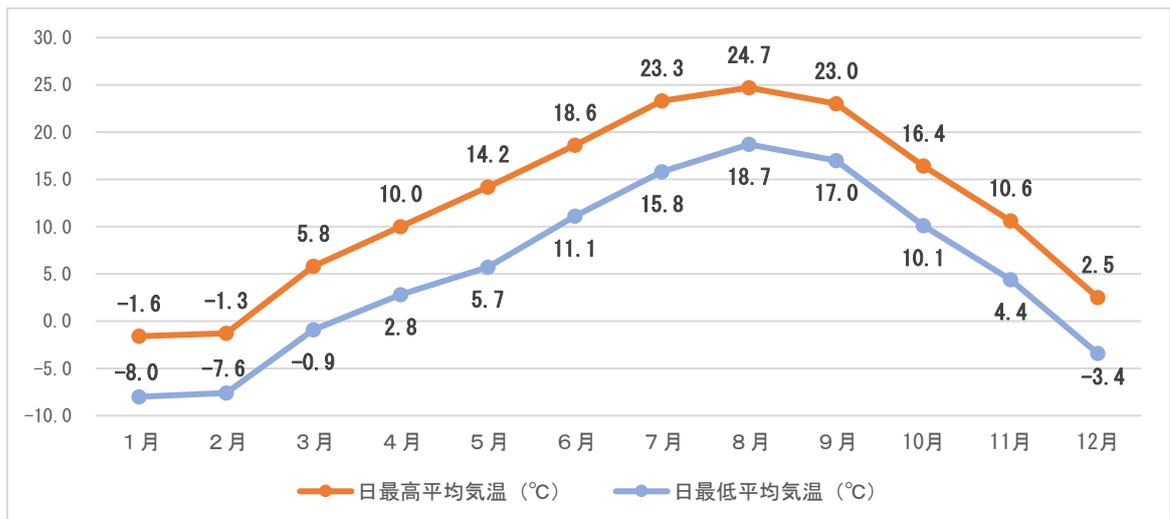


図 1-5 根室市の平均気温 (令和 5 年 (2023 年))
(気象庁データを基に作成)

<社会環境>

① 人口・世帯数

人口は昭和 41 年（1966 年）国勢調査の 49,896 人をピークに減少傾向をたどり、令和 6 年（2024 年）12 月末現在の住民基本台帳では 22,468 人となっている。世帯数は 12,074 世帯で、1 世帯当たり人員は 2 人を割り込んでおり、核家族化が著しく進んでいる。

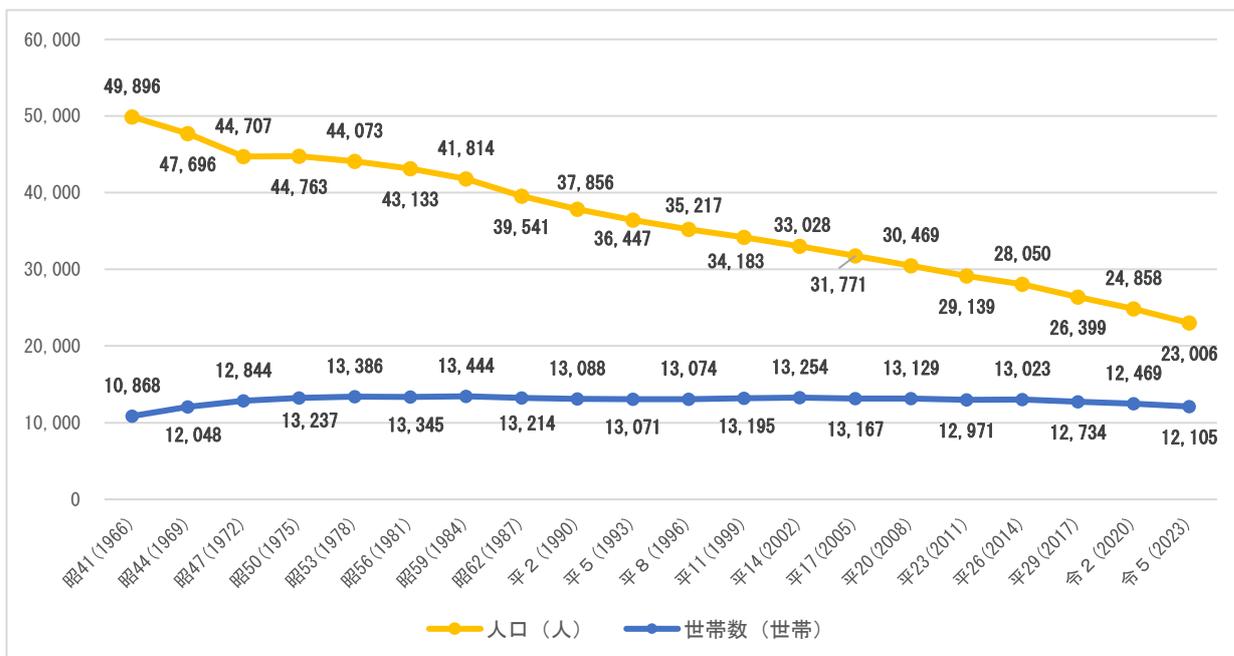


図 1-6 根室市の人口・世帯数
(根室市 HP 人口統計データを基に作成)

② 公共交通機関

根室市は、根室中標津空港から路線バスを利用して約 2 時間、車で約 1 時間 30 分の位置にあたる。

市内の公共交通は、JR 北海道の JR 根室本線（花咲線）が走っており、根室駅から釧路駅をつないでいる。また、根室と釧路を結ぶ都市間バス、札幌と根室を結ぶ都市間高速バスの他、市内を運行する路線バスが 7 路線、市内と中標津町を結ぶ路線バスが 1 路線ある。

道路交通網は、国道 44 号（釧路方面）が通じている他、令和 2 年（2020 年）より根室管内初の高規格幹線道路である根室道路（温根沼 IC～根室 IC）が開通した。

根室国後間海底電信線陸揚施設は、根室市の中心市街地からほど遠くなく、JR 根室駅からは路線バスを利用して約 15 分、車の場合は約 5 分でアクセスできる。

③観光資源

根室半島は、北海道の東南部に位置し、長さ約 30 k m、幅約 8 k mの東西に細長い半島であり、先端には本土最東端の納沙布岬、付け根部にはラムサール条約登録湿地である風蓮湖・春国岱など、多様な自然環境を有している。

また、根室市は、オホーツク文化やアイヌ文化などの歴史や、明治初期からこれまで水産都市として発展してきた歴史・文化のある街で、日本の 100 名城に登録されている根室半島チャシ跡群や国内最大級で小端空間積みのレンガサイロが有名な「明治公園」などがある。

北方領土返還要求運動原点のまちとして、多くの遺構や北方領土関連の施設、歴史的なストーリーを有しており、「北方館・望郷の家」、「北方領土資料館」、「北方四島交流センター（ニ・ホ・ロ）」では北方領土関連資料の展示を行なっている。

<根室市の文化財や地域資源>

○根室半島チャシ跡群・日本遺産構成文化財

- ・ 根室市内に 32 カ所のチャシ跡が残っており、うち 24 カ所が「根室半島チャシ跡群」として国指定史跡に指定されている。
- ・ 平成 19 年（2007 年）には日本 100 名城の一つに選定された。
- ・ チャシ跡が築かれた年代は 16～18 世紀ごろとされている。
- ・ 海を臨む崖上に半円形や方形の壕を巡らした「面崖式」のチャシ跡が多く、壕を組み合わせた大規模なものが多い。



写真 1-9 ノツカマフ 1・2 号チャシ跡



写真 1-10 ランネモトチャシ跡

○旧落石無線電信局（現 池田良二氏スタジオ）

- ・ 明治 41 年（1908 年）、北海道最初の無線局が落石岬（現・灯台横）の先端に設置された。
- ・ 大正 4 年（1915 年）には、カムチャッカ半島ペトロパブロフスクの無線局と日本初の国際無線通信を開始。同 12 年（1923 年）には、送信所は現在の場所（落石西）に、受信所は根室の桂木へ移した。
- ・ 昭和 41 年（1966 年）、札幌中央電報局に統合され廃局となった。



写真 1-11 落石無線送信所跡



写真 1-12 旧落石無線電信局

○清隆寺本堂（国登録有形文化財）

- ・ 大正 14 年（1925 年）建設
- ・ 北方領土国後島の木材が使われ、建物の随所に竜や鳳凰など、精巧な彫刻が施されている。
- ・ 千島桜が名物であり、これは明治時代に檀家の人が国後島から持ち帰り戦後に移植したもの。



写真 1-13 清隆寺本堂

○明治公園第一～第三サイロ（国登録有形文化財）

- ・ 昭和 7 年（1932 年）から昭和 11 年（1936 年）にかけて建設された。
- ・ 市街地北の明治公園芝生広場の中央部に建つ、高さ 15m、直径約 6 m の国内最大級規模の煉瓦造サイロ。
- ・ 明治公園は明治 8 年（1875 年）開拓使根室牧畜場に端を発する牧場跡である。明治 27 年（1894 年）に漁業、海運業を営んだ山縣勇三郎が所有していた時期は、サケをはじめとする沿岸漁業が低迷し、産業の多角化が見られる頃で、新たな産業として畜産業をこの地域に根付かせた。
- ・ レンガ造サイロは渋沢栄一を会長として発足した有終会が経営していたものである。



写真 1-14 明治公園第一～第三サイロ

④観光入込客数

根室市の観光入込客数は、令和元年度（2019 年度）までは約 400 千人前後で推移していた。

その後新型コロナウイルスの影響により令和 2～3 年度（2020～2021 年度）は大幅に減少したものの、令和 4 年度（2022 年度）には約 268 千人、令和 5 年度には約 296 千人と、徐々に回復傾向にある。

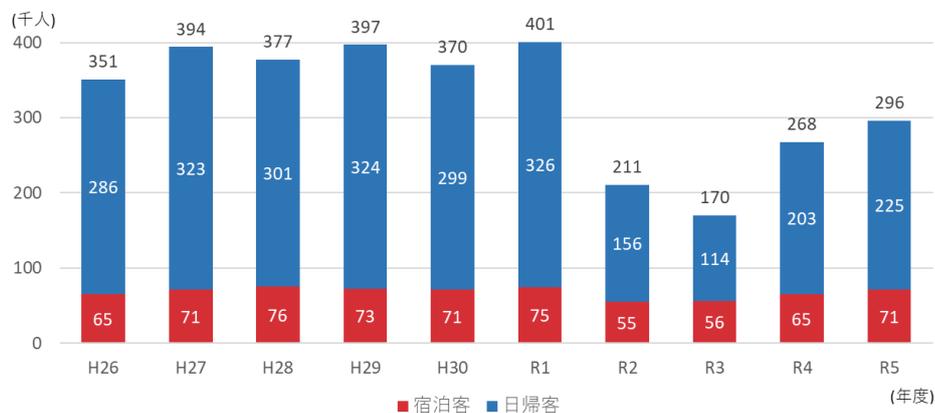


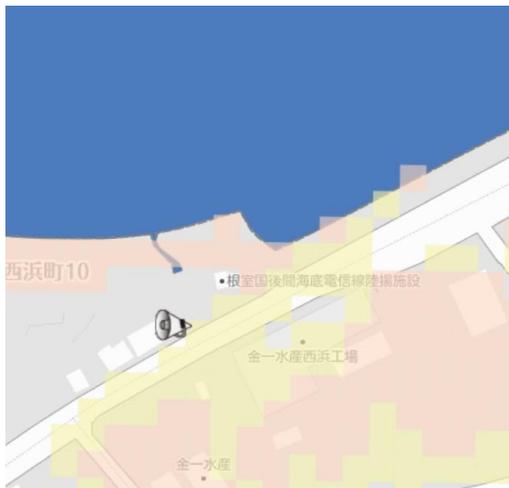
図 1-7 根室市の観光入込客数の推移
（出典：北海道観光入込客数調査報告書）

<ハザードマップ>

根室市の浸水ハザードマップによると、津波の浸水想定区域で、本計画地の北側の一部は「3.0～5.0m 未満」、建造物周辺は「0.5～3.0m 未満」の区域に分類されている。

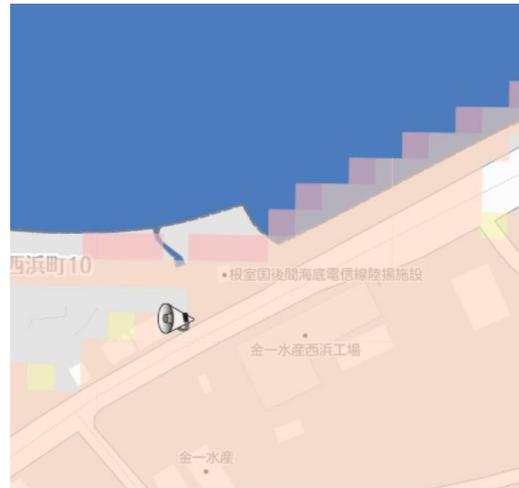
また、高潮による浸水想定区域では、建造物周辺は浸水想定区域に該当しないが、計画地の北側の一部は「0.5～3.0m 未満」、建造物全面道路は「0.5～3.0m 未満」の区域に分類されている。

【高潮の浸水想定区域】



高潮による浸水想定区域
 高潮浸水想定区域
 (想定最大規模)
 0.5m未満の区域
 0.5m～3.0m未満の区域

【津波の浸水想定区域】



津波による浸水想定区域
 津波災害警戒区域
 (基準水位)
 0.5m未満の区域
 0.5m～3.0m未満の区域
 3.0m～5.0m未満の区域
 5.0m～10.0m未満の区域
 10.0m～20.0m未満の区域
 20.0m以上の区域

図 1-8 画地周辺の高潮浸水想定区域及び津波浸水想定区域
 (出典：根室市防災ハザードマップ (WEB 版))

2) 沿革

根室国後間をつなぐ海底電信線が明治 33 年（1900 年）に旧根室町ハツタリと国後島泊村ケラムイ崎間に敷設された。根室国後間海底電信線陸揚施設は、根室と国後島をつなぐ海底電信線を陸揚する地点に設けられた施設で、根室から択捉島薬取村までをつなぐ長距離にわたる電信線の始点でもあった。現存するコンクリート造の陸揚施設は、昭和 4 年（1929 年）に改築されたものであり、当初は木造建築であった。

根室国後間海底電信線の敷設に先立ち、明治 17 年（1884 年）に札幌からの電信線が、本土最東端の根室まで繋がれていた。その後、英米の密漁船対策やロシアの東漸政策への対策として北方領土との通信連絡手段も必要となり、北海道本島から択捉島薬取村までの電信線架設事業が、明治 29 年（1896 年）から 2 ヶ年計画で実施される。

電信線の架設工事は、明治 30 年（1897 年）4 月から始まり、国後島では南西端のノツエト崎から北端のアトイヤ岬間、択捉島では南西端の丹根萌から北端の薬取までが繋がれた。そして同年 8 月、海底電信線の敷設工事が始まった。

当初根室側の陸揚地は、国後島に近い標津町の三本木にあり、国後島のノツエト崎を結ぶ海底電信線が敷設された。さらに、国後島アトイヤ岬から択捉島丹根萌間にも海底電信線が敷設され、明治 30 年（1897 年）10 月、標津・国後島・択捉島に電信線が開通した。しかし、国後島ノツエト崎沖とアトイヤ岬沖は水深が浅く、流氷による断線事故が相次いで発生してしまう。このため、根室海峡の陸揚地は海底が砂地で水深の深い根室ハツタリ浜に、国後島側はケラムイ崎に変更された。また、国後島アトイヤ岬は白糠泊に変更され、択捉島丹根萌と結ばれて、明治 33 年（1900 年）9 月、根室・国後島・択捉島を結ぶ全長 450km に及ぶ電信線が開通した。それまで島への郵便物は船便が頼りで配達に数週間を要することも多く、特に冬期の配達は困難を極めたが、電信開通により電報での連絡が可能となった。

その後、昭和 4 年（1929 年）9 月に旧逓信省により根室国後間海底電信線陸揚施設（通称・陸揚庫）はコンクリート造に改築された。当時、根室国後間海底電信線陸揚施設は「根室ハツタリ陸揚室」という呼称が用いられており、この「根室ハツタリ陸揚室」以外の多くの陸揚施設は、木造で設備の不完全なものであった中、北海道内でいち早くコンクリート造に改築された。

昭和 10 年（1935 年）には、根室国後島間に海底電信線を利用した電話回線が開通し、その後択捉島でも電話が使えるようになった。

陸揚施設から伸びた海底電信線は、漁業を中心とした島民の暮らしを支える通信インフラとして島々の発展に大きな役割を果たし、繁忙期には 1 日平均 300 通、多い時は 500 通の電報が島から届いていた。電信の取扱いの主なものは、漁業会や大手漁業会社の連絡、金銭関係などで、漁場の雇用求人の手配や漁獲物の輸送や決済関係のもの、送金や越冬のための物資手配などで主に利用された。

昭和 20 年（1945 年）8 月 9 日、ソ連が当時有効であった日ソ中立条約を無視して対日参戦し、8 月 28 日に択捉島、9 月 1 日に国後島に侵攻した。9 月 5 日までに歯舞群島を含め北方領土は占領され、島々の各村長などからソ連軍による侵攻の様子が、電信線から陸揚庫経由で、当時国の出先機関だった根室支庁長に報告された。当時の電報は現在も残っている。

戦後、海底電信線はソ連のスパイ活動に利用されることを恐れ、海底電信線は陸揚庫の立ち上がりから切断され、その役目を終えた。その後、漁業者に売却され、漁具の倉庫として利用されるようになり、時と共に存在は忘れ去られていった。

平成 25 年（2013 年）、根室市が土地と建物を購入し、陸揚庫の活用整備事業を開始した。誘導版や多言語対応の説明版を設置し、令和 4 年（2022 年）には建物のコンクリート劣化度調査を実施するとともに、陸揚庫に関心を持ってもらうことを目的として、陸揚庫がある自治体と共に保存と活用について情報交換を行う陸揚庫会議を開催した。

令和 3 年（2021 年）には、北方領土関連施設として初めて国の登録有形文化財（建造物）となった。さらに、令和 5 年（2023 年）に根室市はプロモーション動画を制作し、根室市を訪問する視察団体への配布や北方領土啓発事業等に広く活用している。

●陸揚庫を巡る経過

※分科会報告書より

和暦	西暦	月	出来事
明治 17	1884	10	札幌からの電信線が根室まで開通
明治 25	1892		国後島、択捉島で陸上線と海底電信線建設予定地の調査
明治 29	1896		国後島、択捉島の架設予定地測量、電信柱の現地調達、海底電信線の陸揚室、工夫休泊所、局舎用地選定
明治 30	1897	4	国後島ノツエト崎から陸上線架設工事開始、総延長 145km
		5	択捉島丹根萌から陸上線架設工事開始、総延長 208km
		8	標津・三本木（標津川河口）-国後島泊村ノツエト崎に海底電信線敷設（25.48km） 国後島アトイヤ岬-択捉島丹根萌（35.86km）に海底電信線敷設
		10	根室-標津-国後島-択捉島（根室-紗那線）間で電信開通
明治 32	1899	2, 3	流氷により標津-ノツエト崎間、アトイヤ岬-丹根萌間で断線事故
		8	国後島アトイヤ岬-択捉島丹根萌間は、国後島白糠泊-択捉島丹根萌に線路変更し、海底電信線敷設（1心入り 58.82km）
明治 33	1900	9	標津-ノツエト崎は根室ハッター浜-国後島ケラムイ崎に線路変更し、海底電信線敷設（2心入り 38.2km） 根室-ハッター浜に木造の陸揚庫が設置され、根室ハッター浜-国後島-択捉島間に電信開通
昭和 4	1929	9	根室ハッター浜の陸揚庫を鉄筋コンクリート造に改築 ※札幌通信局の機関誌「工務時報」に建築年を示す記述がある。
昭和 10	1935	6	既設の海底電信線を利用して根室-国後島（泊）間に電話開通
昭和 20	1945	8	ソ連軍択捉島侵攻（8月28日）
		9	国後島侵攻（9月1日）、色丹島侵攻（9月1日）、歯舞群島を含め9月5日までに占領された
昭和 31	1956	5	漁業者に売却、漁具倉庫として使用
平成 10	1998		陸揚庫保存会発足（久保浩昭会長＝国後島元島民2世）
平成 11	1999	1	ホタテ漁に支障を来すとして根室港沖の海底電信線 1.5km 引き上げ 北見工業大学がコンクリートの強度調査実施
		8	保存会がシンポジウム開催
平成 12	2000		NTT 東日本北海道支店が現地調査実施
平成 25	2013	1	内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）が初めて視察（当時は山本一太大臣）
		6	根室市が建物と土地を購入
平成 31	2019	3	根室市が活用整備事業実施（誘導板、多言語音声案内に対応した説明版を設置）

令和3	2021	7	根室市が「北方領土対策に関する専門家会議」の中に「陸揚庫の保存と活用を考える分科会」を設置、シンポジウム開催 分科会メンバー： 長谷川 直司 氏（国土交通省国土技術政策総合研究所シニア） 川上 淳 氏（札幌大学教授） 右代 啓視 氏（北海道博物館学芸員） 桐澤 国男 氏（根室市史編さん委員） 設置期間：令和3年（2021年）7月～令和5年（2023年）3月 文化審議会が国の登録有形文化財への登録を文部科学大臣の答申
		10	陸揚庫が国の登録有形文化財に登録 市民ボランティアによる海底電信線発掘調査と陸揚庫雑草駆除作業実施
		12	陸揚庫の保存と活用を考える市民公開ヒアリング開催
令和4	2022	3	分科会が長崎市の海底線史料館、小ヶ倉陸揚庫、長崎歴史文化博物館等で文献調査及び世界遺産「軍艦島」視察
		9	陸揚庫のコンクリート劣化度調査と遺構発掘調査実施
		12	根室市で『にっぽん「四極」陸揚庫会議@根室』開催
令和5	2023	1	陸揚庫総合調査（劣化度調査と文献調査）に関する報告会を開催
		3	陸揚庫分科会が保存と活用に向けた考え方を整理（報告書） ※分科会として、「覆い屋保存」と「陸揚庫が一番輝いていた時に復元」する方法の2案の扱いによって検討を行った結果、劣化を進行させている波しぶき、風雨、積雪寒冷、台風などの外部要因を遮断するため、最も有効とされる覆い屋で建物を保護する措置を早急に講じるべきとして整理 陸揚庫プロモーションビデオ制作
		10	仮設保護覆い屋を設置

3) 通信建築の概要

①通信建築とは

- ・明治18年（1885年）、内閣制度の創設により逓信省が設置され、昭和24年（1949年）6月1日に郵政省と電気通信省に分離するまで、交通・通信・電気通信を幅広く管轄していた。
- ・この時期に、少数ではあるが西洋建築の教育を受けた日本人建築家が誕生し、逓信省においても、郵便、電信という近代的事業の器となる局舎に西欧様式建築が導入された。
- ・通信建築の最盛期は大正時代の中頃であり、辰野金吾（1854-1919）、佐立七次郎（1856-1922）、片山東熊（1856-1922）、内田四郎（1856-1922）、渡辺仁（1887-1973）、岩元禄（1893-1922）、吉田鉄郎（1894-1956）、山田守（1894-1966）などが代表される。

<明治時代の日本の建築> ※参照：NTT ファシリティーズ HP/関門海峡日本遺産協議会 HP

イギリス人のジョサイア・コンドル（東大の教授）が日本人に指導し、西洋建築を伝えた。直接指導を受けた第一世代が辰野金吾、片山東熊、佐立七次郎などで、辰野金吾から教えを受けた第二世代が三橋四郎（1867-1915）らである。

<大正時代の通信建築の特徴>

※参照：田中絹代ぶんか館 HP

大正時代の日本の建築は、ヨーロッパの新建築運動に影響を受けた若手建築家たちによる「分離派建築会」の建築要素を持っている。分離派建築会とは、大正9年（1920年）に東京帝国大学の学生6名が起こした日本で初めての近代建築運動であり、中心人物はのちに逓信省建築課長を務めた山田守である。

当時の建築の特徴は、高さを強調する直線と塔屋や窓に見られる曲線による、シンプルかつモダンなデザインが特徴で、大正末期から昭和初期にかけて全国に建てられた電話局舎は、ほとんどが同様の特徴をもっていた。

外観の特徴

○塔屋：放物線形状のヴォールト（アーチ状）屋根



写真 1-15 ヴォールト屋根

○アーチ窓：連続する半円状のアーチ窓

窓を縁取るスタイルや、はめ込まれたサッシュも独特の外観を形成する特徴のひとつである。



写真 1-16 アーチ窓

○模様：楕円を基調とした文様



写真 1-17 楕円文様

○列柱：フルーティングが入った柱

「フルーティング」と呼ばれる縦の溝が入った円柱状の柱。柱頭飾りが無く、上部が露出しているところが伝統的な西洋建築に比べて軽やかな印象を与えている。

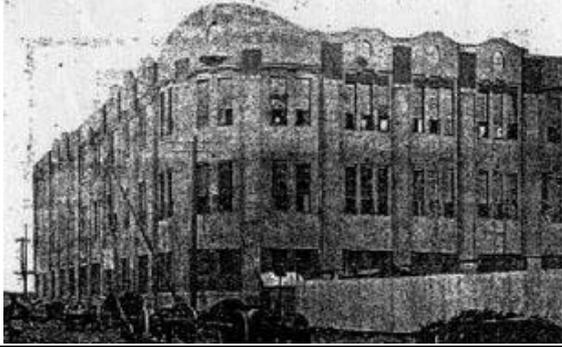


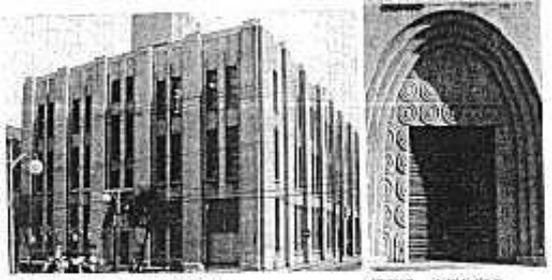
写真 1-18 フルーティングの入った柱

②明治～昭和初期頃の通信建築

※参照：レトロ郵便局/NTT ファシリティーズ/
山田守建築事務所/日本郵政建築株式会社/
分離派建築博物館/文化遺産オンライン

様式建築期	
	
名古屋郵便電信局（現存せず）	東京郵便電信局（現存せず）
設計：佐立七次郎	設計：片山東熊
所在：愛知県名古屋市（現存せず）	所在：東京都中央区日本橋
竣工年：明治 21 年（1888 年）	竣工年：明治 25 年（1892 年）
	楕円形ペディメントや渦巻飾りのついたパラディアンスタイルの設計が特徴。佐立七次郎の設計で始まったが、途中で片山に代わった。
	
札幌電話交換局	旧赤間関郵便電信局 （現・下関南部町郵便局）
設計：不詳	設計：三橋四郎
所在：愛知県犬山市 博物館明治村内 （旧所在地：札幌市大通西）	所在：山口県下関市
竣工年：明治 31 年（1898 年）	竣工年：明治 33 年（1900 年）
国指定重要文化財。1 階は楕円形のアーチ窓、2 階にはまぐさ式（柱や梁によって建物の骨組みを構成する構造）の窓に小庇が付けられたルネサンス様式を範とする西洋建築。	国登録有形文化財。ルネサンス様式の庁舎。左右対称のコの字型で、少し前方に張り出した正面玄関の左右に柱頭飾りのついた角付柱が配される。入り口はアーチ型で上部にはアーチのペディメント（出入り口や窓の上部に取り付けられた三角形の部分）が設けられ、1 階はアーチ窓、2 階はペディメントを持つ窓が整然と並ぶ。

合理主義建築期	
	
日本橋電話局（現存せず）	旧京都中央電話局西陣分局 （現・西陣産業創造會館）
設計：渡辺仁	設計：岩本禄
所在：東京都中央区	所在：京都府京都市
竣工年：大正8年（1919年）	竣工年：大正11年（1922年）
パラペット（陸屋根の外周部にある立ち上がり）の連続した緩やかなカーブが特徴で、この緩いカーブは渡辺が逓信省を去った以後も岩元禄の青山電話局などにもみられる。	鉄筋コンクリート造2階一部3階建てで、正面1階に半楕円形断面の柱3本を立ち上げ、2階弓形出窓の周囲や東面2階底下を踊り子のレリーフ・パネルで飾る。外観意匠はドイツ表現主義と同質の造形意匠を創出した作品。
	
東京中央電話局 青山分局 （現存せず）	旧逓信省下関郵便局電話課庁舎 （現：田中絹代ぶんか館）
設計：岩本禄	設計：山田守
所在：東京都港区	所在：山口県下関市
竣工年：大正11年（1922年）	竣工年：大正13年（1924年）
こぶのある大きな腰石とその上に大きなフルーティングのある柱形とアーチ状の窓を持つのが特徴。	RCと煉瓦の混構造、二階一部三階建ての陸屋根。塔屋屋根の曲面形状、三階壁のアーチ窓、柱頭飾りがなく3種類の高さのあるフルーティング付きの列柱などが特徴。このデザインは、大正10年（1921年）の第2回分離派建築会展示会の作品集に描かれた建物の図面「ある電話局の草案」が大きく関わっているとされる。

 <p>写真14 旧小樽郵便局電話分室 写真15 小樽分室の 鐘形開口部</p>	
小樽郵便局電話分室（現存せず）	東京中央電信局（現存せず）
設計：森泰治	設計：山田守
所在：北海道小樽市	所在：東京都中央区
竣工年：大正 15 年（1925 年）	竣工年：大正 15 年（1926 年）
<p>正面玄関は放物線状のアーチで縁取られ、その中は楕円同心円の幾何学的パターンで埋め尽くされている。外観は柱型とその間の 2～3 連の縦長窓で構成されるが、パラボラ型アーチや半円付け柱などは用いられていない。</p>	<p>分離派を代表する建築として知られている。外装は全て白色タイルで、頂部のアーチが特徴的。パラボラアーチは既に逋信省内で通用していたデザイン要素だが、これを反復するデザインは山田が提唱した「リズム式」という造形方法によると思われる。</p>
	
旧京都中央電話局（現・新風館）	大阪中央電話局（現存せず）
設計：吉田鉄郎	設計：森泰治
所在：京都府中京区	所在：大阪府
竣工年：大正 15 年（1926 年）	竣工年：昭和 2 年（1927 年）
<p>外観はモダニズムの手法が見られ、単純な四角い形状で、屋根は装飾のない陸屋根になっている。入り口にヴォールト天井がある。北側に出窓があり、西側面最上階窓上部の形状は連続したアーチ状になっている。窓下のタイル貼りパターンにはそれぞれ細かな変化が付けられている。これらは、スウェーデン人の建築家・ラグナール・エストベリ (Ragnar Östberg, 1866-1945) の影響があるといわれている。開口部上部に装飾はない。</p>	<p>ルネサンス風の建築で妻側立面から二連のアーチ窓が特徴。隣接して大阪中央電信局が建てられていた。</p>

	
旧逓信省簡易保険局庁舎 (現・分譲マンション)	旧逓信省簡易保険局自動車車庫 (現存せず)
設計：張 菅雄	設計：不詳
所在：東京都港区	所在：東京都港区
建築年：昭和 4 年(1929 年)	建築年：昭和 4 年(1929 年) (令和 2 年(2020 年) 解体)
正面はほぼ正方形の日の字型平面を有し、内部にはヴォールト天井(かまぼこ型天井)を備えた階段室がある。内観・外観共に初期の近代主義建築家であるオーストラリアのオットー・ワグナー(1841～1918)の影響が強く表れているとされる。	RC 造 3 階建。詳細不明。

③他都市の陸揚庫

※参照：伊方町 HP/愛媛県教育委員会 HP

○旧平磯水底線陸揚室(愛知県伊方町)

- ・ 昭和 2 年(1927 年)に竣工され、平成 15 年(2003 年)に国登録有形文化財となった。
- ・ 佐多岬半島の小浜にあり、愛媛県平磯～大分県佐賀関町間(約 44km)を結ぶ海底ケーブル陸揚設備の遺構。
- ・ RC 造の平屋で、入口のアーチや窓枠の煉瓦タイルなど、当時のモダニズム様式が表現されている。



(3) 文化財の価値

1) 特徴・評価

根室と国後島を繋ぐ通信用海底ケーブルの陸揚施設。南面し東西三・八メートル、南北五・九メートル、鉄筋コンクリート造平屋建で正面中央を開口として半円柱を立てる。内部は二室で奥室床に陸揚開口を残す。前方に門柱付設。国後島との繋がりを示す遺構。

2) 文化財の価値

<建築史的価値>

①古典主義からモダニズムへの移行期を伝えるデザイン

文献調査によって陸揚庫は昭和4年(1929年)9月に出来た建物だと分かった。札幌逓信局の工務課が出していた「工務時報」という機関誌の中に、建築年を示す記述が見つかった。このことによって、陸揚庫の設計、建築の主体が逓信省という役所だったことが明確になった。

逓信省には、営繕課という建築部門があり、「逓信建築」、「逓信営繕」といわれ、明治、大正、戦前までの昭和の建築の世界で、日本の歴史をつくっていった組織である。先進的なデザインをヨーロッパから採り入れ、あるいは鉄筋コンクリートの技術を推進するなど、宮内省の「内匠寮(たくみりょう)」や大蔵省の営繕組織とともに、日本の建築における思想と技術を牽引してエリート建築集団である。

逓信省の営繕課は、明治時代にはヨーロッパで流行していた古典主義のデザインをレンガ造で造っていた。道内の遺構としては明治44年(1911年)に道内初の郵便局として建てられた旧函館郵便局、現在の「はこだて明治館」がある。大正になると、古典主義から、そのころヨーロッパではやっていたアールデコ、セセッション、ドイツ表現派の建築様式を日本にもたらし、昭和に入ると今日の建築につながるモダニズムを採り入れていった。

こうした歴史の流れの中で、陸揚庫が建てられた年代が昭和4年(1929年)と特定されたことは、非常に重要なポイントだといえる。

正面から見た陸揚庫は、半円柱の柱が左右対称にデザインされている。基本的に装飾であるが、このデザインは明治の古典主義の流れを汲んでいる。古典主義というのは基本的にシンメトリーのデザインである。

ここで興味深いのは純粋な古典主義であれば、例えば柱にエンタシス(古代ギリシャ建築の柱に施された、ゆるやかなふくらみ)や溝彫りなどの装飾が施されるが、陸揚庫の柱はすっきりとしたデザインになっている。ここに大正の近代建築の流れを読み取ることができる。

一方、技術的には明治の終わりころから鉄筋コンクリートという技術を採用して、大正7年(1918年)から東京を中心に鉄筋コンクリートの郵便局や電信局を造っていった。そして、大正12年(1923年)9月に関東大震災が起きて、鉄筋コンクリートで造った逓信建築は被害がなかったことから、その優秀性が実証されることになった。

機能的には庇を出す「庇の建築」というのが逓信から郵政建築の流れの中で出てくる。逓信モダニズム、あるいは郵政モダニズムと言われている。

こうした建築の歴史の流れの中で、昭和4年(1929年)建築の陸揚庫をどう位置づけ

るか。シンメトリーな入口の装飾柱は、明治の古典主義の面影を残しながら大正のデザイン感覚を体現している。さらに、重要なのは陸揚庫の屋根と庇である。陸揚庫のまっ平らな陸屋根は、昭和のモダニズムにつながっていくデザインであり、入り口や窓に取りつく庇を含めて、後の通信モダニズムや郵政モダニズムを予兆させる意匠である。

建築史の中で時代の切り替わりに位置するのが昭和4年（1929年）であり、前の時代のデザイン感覚を踏襲しながら、次の時代のデザインの兆候を見せているところに、陸揚庫の価値がある。

②先端的な技術が取り入れられた建築物

令和4年（2022年）9月に実施したコンクリート劣化度調査で、壁面に5cm角ほどのモルタルのブロックが確認された。コンクリートを型枠に流し込んだ時に、内部からの圧力で型枠同士がずれないように固定するセパレーターの役割を果たしていたと考えられている。

セパレーターが標準的な型枠材料として広く普及していくのは戦後（昭和25年（1950年）以降）になってからであり、それ以前は、型枠を番線と呼ばれる針金で結束していた。

昭和4年（1929年）創建の本建築で、戦後に普及するセパレーターという先端的な技術が使われていたことは特筆すべきことである。この陸揚庫の設計、建設の主体が、通信省の営繕課という先端的な技術集団だったということが、その背景にあることは想像に難くない。

さらに、陸揚庫の軒から露出した鉄筋の先は折り曲げられフック状になっている。フックにすることで、コンクリートとの付着力が増し、しっかり定着する。これは大正12年（1923年）の関東大震災以降に普及する技術であるが、そのわずか6年後に、北方領土を望む根室に建てられた陸揚庫に採用されていた。

昭和4年建築の本建築は、建築史の中で、まさに時代相を映し出しており、通信建築という先端的なデザインや最新の技術を体現し、建築思想を内包した非常に価値が高い建築物と捉えることができる。

<歴史的価値>

① 電信の開通による道東及び北方領土の発展に寄与

明治33年（1900年）に根室町ハッタリ浜を起点として国後島を縦断し、択捉島の薬取村まで、総延長450kmの電信線が敷設され、島民が待ち望んだ電信が同年9月に開通した。この時、根室側の陸上線と接続する中継施設として建てられたのが陸揚庫で、当時は木造だったことが分かっている。

札幌通信局の機関紙「工務時報」によると、昭和4年（1929年）9月、当時北海道内に23あった陸揚施設の中で、いち早く鉄筋コンクリート造に建て替えられたのが根室の陸揚庫だった。

この頃、根室の町には相次いで鉄筋コンクリート造の大型建造物が誕生している。昭和2年（1927年）には、鉄網コンクリート造2階建ての根室郵便局が道東の基幹局として竣工し、同じ年、ツェッペリンやリンドバーク夫妻との無線通信で世界に名を馳せた落石無線局の送信所が鉄筋コンクリート造で建てられている。陸揚庫を含め、いずれも

通信省の建物である。

電信の開通で、それまで根室側と島との連絡は船便による通送が頼りだったが、天候の影響を受けない電信の開通によって、島の生活や産業とりわけ漁業関係では生産性が飛躍的に向上し、島の発展に大きな役割を果たした。

②北方領土侵攻と占領の歴史を伝える本土側唯一の歴史的建造物

昭和 20 年(1945 年) 8 月 28 日、当時まだ有効だった日ソ中立条約を一方的に破棄して対日参戦したソ連軍が択捉島に侵攻し、間髪入れず 9 月 1 日には国後島、色丹島に上陸し、歯舞群島を含めて 9 月 5 日までに、島々は占領された。

この時、陸と海の電信線と陸揚庫を経由して、択捉島と国後島の各村長らから、島の危急存亡を告げる切迫した状況が電報や電話で根室に伝えられていた。その時の電報の実物が道立文書館に永久保存されている「千島及離島ソ連軍進駐状況綴」という公文書に綴じられており、保管されている 21 通の電報のうち、陸揚庫を経由して届いたものは少なくとも 14 通に上り、このほか電話の受理記録も残されている。これらはソ連軍による北方領土侵攻と占領の状況を伝える資料として第一級の歴史文書である。

陸揚庫は、ニュースなどで取り上げられる時、「終戦直後まで根室と北方領土国後島をつないだ通信用海底ケーブルの中継施設」と表記されるが、それは装置としての通信インフラを説明しているに過ぎず、陸揚庫の歴史的価値を的確に表現しているとは言い難い。陸揚庫が果たした役割でいえば、「ソ連軍による北方領土侵攻と占領をリアルタイムで伝えた歴史の証人」であり、北方領土と文字通り海底電信線で繋がっていた、本土側に残る唯一の歴史的建造物である。

4. 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

和暦	西暦	月	出来事
明治 33	1900	9	根室-ハッタリ浜に木造の陸揚庫が設置され、根室ハッタリ浜-国後島-択捉島間に電信開通
昭和 4	1929	9	根室ハッタリ浜の陸揚庫を鉄筋コンクリート造に改築 ※札幌通信局の機関誌「工務時報」に建築年を示す記述がある。
平成 11	1999		北見工業大学がコンクリートの強度調査実施
平成 12	2000		NTT 東日本北海道支店が現地調査実施
平成 31	2019	3	根室市が活用整備事業実施（誘導板、多言語音声案内に対応した説明版を設置）
令和 3	2021	7	根室市が「北方領土対策に関する専門家会議」の中に「陸揚庫の保存と活用を考える分科会」を設置、シンポジウム開催 分科会メンバー： 長谷川 直司 氏（国土交通省国土技術政策総合研究所シニアリサーチ） 川上 淳 氏（札幌大学教授） 右代 啓視 氏（北海道博物館学芸員） 桐澤 国男 氏（根室市史編さん委員） 設置期間：令和3年（2021年）7月～令和5年（2023年）3月
		10	市民ボランティアによる海底電信線発掘調査と陸揚庫雑草駆除作業実施 （3箇所ケーブルを確認）
令和 4	2022	3	分科会が長崎市の海底線史料館、小ヶ倉陸揚庫、長崎歴史文化博物館等で文献調査及び世界遺産「軍艦島」視察
		9	陸揚庫のコンクリート劣化度調査と遺構発掘調査実施 （遺構の発見には至らなかったが、地中から鉄製門扉の一部や石でできた戸当たりが確認された）
令和 6	2024	10	仮設保護覆い屋を設置

(2) 活用履歴

本建築は、昭和4年（1929年）にコンクリート造へと改築され通信の中継施設として利用されてきた。昭和31年（1956年）に民間に売却され、漁具倉庫として利用されたのち、平成25年（2013年）に根室市が建物と土地を購入した。

平成31年（2019年）には根室市が活用整備事業として誘導板、多言語音声案内に対応した説明版を設置した。

令和5年（2023年）に根室市はプロモーション動画を制作し、根室市を訪問する視察団体への配布や北方領土啓発事業等に広く活用している。

北方領土に隣接する根室管内1市4町でつくる「北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会」は、管内の児童生徒を対象にした「北方少年少女塾」において、令和5年度（2023年度）から陸揚庫の見学を組み込んでいる。

5. 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

本建築を根室市が取得して以降、大きく改変、修理された箇所はない。令和4年（2022年）に建物劣化度調査を実施した。外壁のモルタルは広範囲で剥落し、また屋根及び庇のコンクリートは先端部で崩壊し、内部の鉄筋が露出し、腐食が進行した状態となっている。また門柱についても、劣化が進行している。

コンクリートの品質、劣化進行及び表層仕上げのモルタル剥離の危険性が高いことより、保存修理を検討する必要がある。

また、耐震診断や補強が未実施であるため、活用に応じた対策を検討する必要がある。

(2) 活用の現状と課題

現在は、建物の周囲は単管パイプの仮設柵により立ち入り禁止措置が取られ、また、波しぶきや風雨、積雪等の外部要因を遮断するため、仮設の覆い屋を設置しているが、その一部は外側から見学することができる。本建築の道路側には、多言語対応説明板と案内板が設置されている。

北方領土に日本人が居住していたことを示す遺構としての展示計画を検討する必要がある。見学者の内部立入を許可する場合は、破損箇所の安全対策、地震対策、照明器具などの展示環境、観覧環境の向上が必要である。

北方領土問題の視点からは、隣接地域の他の啓発施設等と連携した活用方策を検討する必要がある。

6. 計画の概要

(1) 計画区域

本計画の計画区域は、根室国後間海底電信線陸揚施設の敷地と、保存活用を考える際に重要となる隣接地を含む以下の範囲とする。すべて根室市の公有地である。

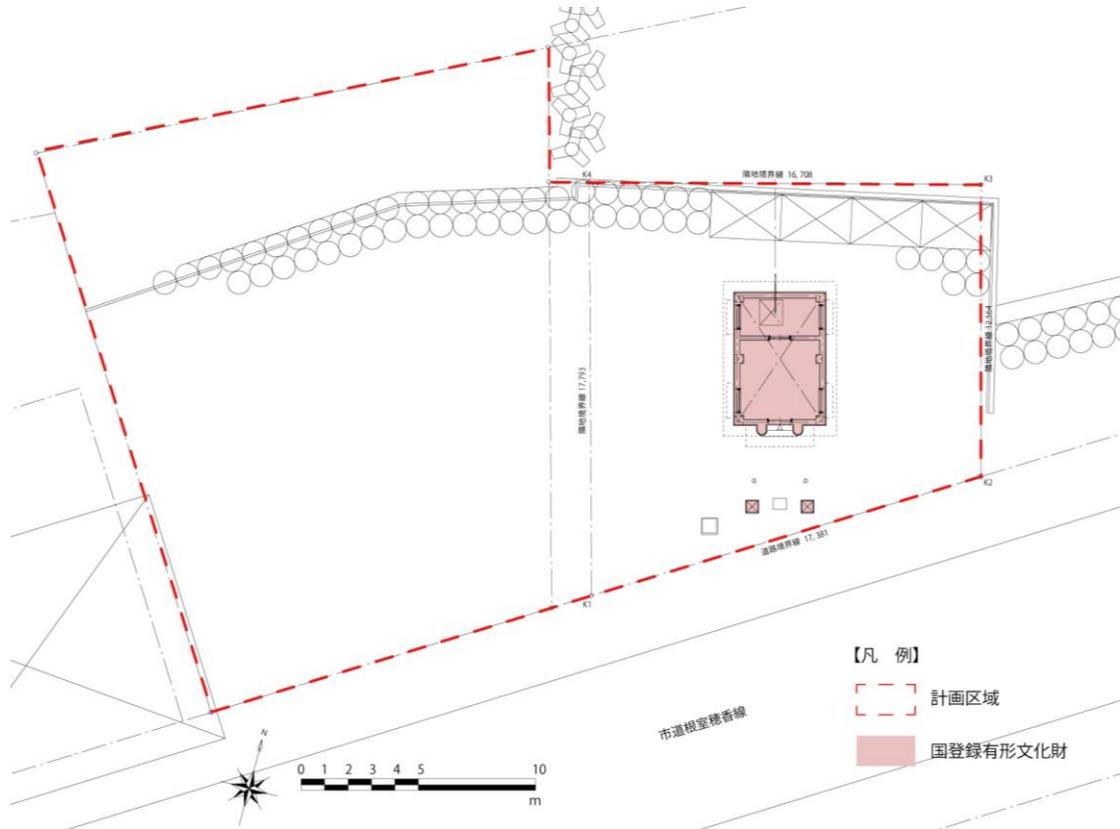


図 1-9 計画区域図

(2) 計画の目的

本計画は、根室国後間海底電信線陸揚施設の現状と課題を把握し、適切な保存を図るために必要な事項や、積極的な活用を行うための基本的な方針や手法等を示すことを目的とし、具体的には保存管理、環境保全、防災、活用計画とそれに係る諸手続を定めたものである。

(3) 基本方針

- ・ 陸揚施設（正式名称で）の歴史と価値を高め、長く後世に伝えるため、長期的な視点にたった計画とする。
- ・ 同施設は、根室と国後島を繋ぐ通信用海底ケーブルの陸揚施設として現存する貴重な施設であり、その技術史的意義を理解できるような保存活用を行う。
- ・ 地域遺産としての重要性和文化的価値をふまえ、同施設が市民の歴史への関心を引き出し、市民の誇りとなる遺産にふさわしい整備を進める。
- ・ 国後島を含む北方四島が日本の領土であったことを物語る施設として、歴史の全体像を理解できる場とする。
- ・ 保存整備の目標年代を、陸揚施設（正式名称で）の建設年と考えられる、昭和4年（1929年）に設定する。

第2章 保存管理計画

1. 保存管理の現状

令和4年(2022年)9月に実施した、「根室国後間海底電信線陸揚施設」建物劣化度調査より、以下の通り保存状況を整理する。

(1) 保存状況

長期間放置されていたこともあり、外壁のモルタルは広範囲で剥落し、また屋根及び庇のコンクリートは先端部で崩壊し、内部の鉄筋が露出し腐食が進行した状態となっている。

1) 屋根

屋根は鉄筋コンクリート造の陸屋根になっており、庇が四周45cmほどせり出した構造になっている。コンクリートスラブの上のモルタル面でのレベル測定を行った結果、先端部でのレベルが20~30mm程度中央部より下がっていること、また、モルタルの厚さが60mm程度あったことより、モルタルを塗り屋根勾配を取っていたものと推測される。屋根スラブの上に塗られたモルタルは先端部60cmほど消滅し残っているモルタルもコンクリートに付着せず殆ど浮いた状態になっている。

屋根躯体の劣化状態は、コンクリートスラブの先端部約20~30cmの範囲でコンクリートが崩壊して、鉄筋が露出し腐食が進行している。

かなりの範囲で露出した鉄筋が腐食進行により消失している状況である。目視調査により庇先端部に露出された鉄筋は径が9mmで間隔が30cm程であったが、スラブの鉄筋探査の結果は長辺方向間隔が15cm、短辺方向間隔が20cmの格子状に配列されていることが確認された。庇の軒天部もモルタル塗りで仕上げているが、一部残存しているものの、殆どが消失し剥落の危険が高い状態にある。



写真 2-1 屋根全景

2) 窓庇

窓にはそれぞれ同様の鉄筋コンクリート造の庇が幅150cm出30cmのものが設置されている。鉄筋の径は9mmで、間隔は30cmである。屋根の構造と同様に鉄筋コンクリートの上にモルタルで勾配を取った構造になっており、また軒天井も同様にモルタル塗りの仕上げとなっている。

4箇所の内、向かって右側奥の庇はある程度原型をとどめているが、それ以外の庇は半壊以上の破損状態にある。露出した鉄筋は腐食が進行し消失しているものも広範囲と推測される。



写真 2-2 北西窓庇の状況

3) 正面玄関庇

正面出入り口の庇は鉄筋コンクリート造の庇が幅 290 cm 出 93 cm のものが設置されている。屋根の構造と同様に鉄筋コンクリートの上にモルタルで勾配を取った構造になっている。また、軒天井も同様にモルタル塗りの仕上げとなっている。

庇天板のモルタルは厚さが 30mm~80mm と水上が厚くなっていることよりモルタルで水勾配を取っていたものと考えられる。

庇天板と壁面と取り合いで高さ 10 cm 程の掘り込みがあり、その掘り込み部分にはアスファルトのコンパウンドが塗り込まれた状況が確認された。屋根及び窓庇では一切アスファルトは確認されていなく、この部分だけに確認され、また、庇天板には一切アスファルトは見受けることは出来なかった為、この部分の納まりの意図は不明である。



写真 2-3 正面庇の状況

現状は躯体コンクリートが先端より 30 cm 程崩壊しており、一部内部鉄筋が露出して腐食しているのが確認された。径は 9 mm、間隔は 25 cm と窓庇に比べ鉄筋の間隔が狭い。天板部に塗られたモルタルは左端が 50 cm 程消滅しているが、残りは残置されている。ただし、残置されたモルタルは広範囲でひび割れが発生し、全体にコンクリートと肌別れした浮いた状態となっている。



写真 2-4 正面庇の天端状況

また、軒天井に塗られたモルタルも広範囲で剥落の危険がある状態である。

4) 基礎

建物周囲を基礎底まで掘削することで、基礎の状態を確認した。

基礎の深さは約 1 m となっており布基礎と想定されフーチングの出っ張りが 15cm 程あった。

目視によるコンクリートの状態は、上部の露出されている躯体コンクリートと比較すると状態は良いと思われる。コンクリートの肌をよく見ると 21 cm の目地のようなのが 3 段確認できる。コンクリートの仕上がり肌は平滑ではないため、それなりの桹板を積みコンクリートを打設したものと推測される。また、5 cm 角の木の小口が広範囲で点在しているのがコンクリート面に確認されるが、おそらくコンクリートの打設時に桹板を抑えていた現在におけるセパレーター的なものと推測される。



写真 2-5 北面基礎の状況

上部躯体においては、見た目に影響があることより地中部でのコア抜きを三面 (No. 1 ~No. 6) 実施した。現地におけるコンクリート中性化試験結果では、3 箇所すべてで中性化の進行は認められない良好な状態が確認されていた。

コンクリート強度は 14.1N/mm から 19.2N/mm と比較的良好な数値であった。コア抜きした一本 (N01) は、今後の保存サンプルとする為に採取しました。その 1 本は基礎部分で採取していますが、径 75mm で長さが 37cm にも及んでいる。抜き取ったコアには外部付近で 9mm の横筋、内部付近では 15mm の縦筋及び 96mm の横筋が確認された。その抜き取り部位は中央の柱位置に該当する部位である。

サンプル調査から柱の主筋が 15mm 径で、基礎横筋は 9mm 径であることが確認された。

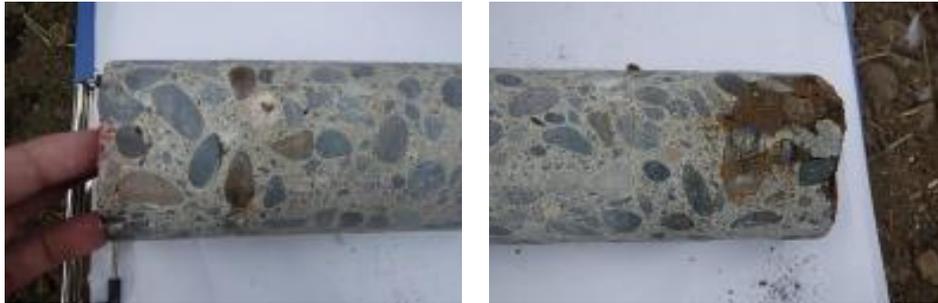


写真 2-6 基礎部柱部分のサンプル

5) 外壁

外壁は、地中部躯体コンクリートと異なり、劣化の進行は著しい状態である。

コンクリート下地として仕上げられたモルタル塗りは、海岸面以外は広範囲でモルタル塗りの剥落が見られる。

特に正面半円柱のモルタル仕上げは両柱とも広範囲でモルタルが剥がれ落ち、躯体コンクリートも表面が崩壊している状態である。また、両長手方向の壁面のモルタルも窓下が広範囲で剥落が確認されており、残存しているモルタル塗りの浮きの劣化が確認された。

モルタルが剥落しコンクリート表しの部分では、部分的に骨材である豆砂利が露出して周囲のセメントが硬化不良を起こし、豆砂利がすぐにも剥落する状態である。

向かって左手前の開口脇では、モルタルが剥落し下地のコンクリートが露出しているが、一部豆砂利が露出しその他は黄土色で粘土質のものが硬化した状態が確認され、コンクリートの打継部分ではその黄土色の線も確認された。このことから不純物の混じったコンクリートが打設された可能性も推測される。

地中部の正面脇のコアサンプル (No. 2) では、上部僅かの範囲には骨材が混入してその他の下方部はセメ



写真 2-7 外壁東面の状況



写真 2-8 外壁西面の内部状況



写真 2-9 地中部正面脇のサンプル

ントだけしか確認できない状態であるため、基礎の一部で完全に骨材とセメントが分離している箇所がある。

コンクリートが劣化し鉄筋露出している部分の調査及び鉄筋探査から柱主筋は径 15mm の鉄筋 4 本で帯筋は径 9mm の鉄筋が 15 cm 間隔で組まれているものと推測される。壁の配筋はダブルで径 9mm の鉄筋が縦 30 cm 間隔、横 30 cm 間隔で組まれているものと推測される。

残置しているモルタルは今後更に剥落が進行し、また硬化不良の起きているコンクリート躯体部の豆砂利の剥落も進行していくものと予想される。また、露出されている鉄筋も今後は腐食が進行することが予測される。

上部躯体のコンクリートの状態について、シュミットハンマーによるコンクリート強度は、精度が低いと判断した内部は除くと 13.58N/mm² から 17.76N/mm² と昭和 54 年（1979 年）以前の構造基準値 13.5N/mm² は上回っている。ただし、外観の目視調査からすると部位によりかなりのばらつきがあるものと推測される。

中性化については、表層での判断では、アルカリ付与剤散布によると中性化は進行していると判断されるが、中性化進行深さについては不明である。

6) 開口部

外部開口部は正面出入り口 1 か所と両側 2 か所ずつの 4 箇所の窓が設置されていて、内部は 2 部屋の仕切りのドアが 1 か所設置されている。正面出入り口の扉は現存していない。

現存する木製の扉はしっかりと原型をとどめており、また窓についてもガラスを組み込んだ木製の両開き窓が現存している。現存している内部扉は大きさが幅 80 cm 高さ 2 m の板張りの框仕様の片開きの扉が設置されていて比較的良好な状態にある。

正面出入り口は、内部に残置されていた有効幅 90 cm、高さ 2 m の木製枠が設置されていたものと推測される。窓については劣化を防止することと、外部からの不審者の侵入を防ぐためにベニヤで 4 箇所とも養生されている。養生内の窓の状況を確認したところ、幅 90 cm 高さ 1.5 m の大きさの両開きのガラス窓が設置されている。状態は比較的良好であるが、創建時の窓かどうかは不明である。窓の納まりは室内側に断面が半円形の 6 cm の額縁が四周回っていて、外部は 10 cm 程のモルタル抱き納めとなっている。その抱きの出隅部には鋼製の 3 cm のアングルがモルタルに埋め込まれた納まりとなっている。格子柵が設置されていたかは不明である。



写真 2-10 内部仕切り壁及び片開木製扉

7) 内部

内部は、手前の部屋（間口 2 間奥行 2 間）と奥部屋（2 間間口、奥行 1 間）で構成されている。奥の部屋はケーブル配管の取り込み口である 1 m 角程度の深さ 95 cm のピットが併設されている。二つの部屋は壁で仕切られて仕切り壁には木製の扉が設置されて

いる。仕上げは、床がモルタルコテ、巾木と腰モルタルコテの高さが 1.3m、壁及び天井は漆喰仕上げになっている。

漆喰の天井及び壁で広範囲に漆喰の剥落し下地のコンクリートが現しになっているほか、漆喰の変色が広範囲で確認される。劣化した漆喰には、漆喰内に繊維質的なものが混入しているのが確認されるが、その成分は未確認である。



写真 2-11 手前の部屋の天井部の状況

8) 門柱・塀

建物の正面出入り口前には門柱が残存する。陸揚庫と同様劣化がかなり進行しているが、一体をなす構造物として登録の範囲に含まれている。門柱の構造は鉄筋コンクリート造でモルタル仕上げであり、腐食した金属製の丁番が確認されているほか、扉の開きを抑える石製の戸当たり石が両方の門柱の内側に確認されることから、両開きの門扉が内開きで設置されていたことが推測される。また、門柱の扉と反対面に縦に木目の痕跡と金属棒の突起が認められ、塀に関する構造の一部と考えられる。



写真 2-12 門柱の状況



写真 2-13 腐食した丁番

(2) 管理状況

管理は、根室市が行い、必要に応じて草刈りや除雪、劣化状況の確認を実施している。また、保存会が参加して、ゴミ拾いなどの環境整備を実施している。

2. 保護の方針

(1) 保護の方針設定の考え方

根室市では、陸揚庫の保存と活用について専門的見地から集中的に調査・検討を行うことを目的に、北方領土対策に関する専門家会議の中に「根室国後間海底電信線陸揚庫の保存と活用を考える分科会」を設置し、令和3年(2021年)7月から令和5年(2023年)3月にかけて分科会を開催し、陸揚庫の修復・保存・活用に向けた考え方を整理している。

分科会においては、「第1案：現状維持保存」、「第2案：躯体補修復元(創建時の姿に復元)」、「第3案：覆い屋保存」の3つの保存方法案が検討された。検討の結果、「陸揚庫」は経年の劣化に加え、海岸縁に位置するために潮風、波浪、流氷片の飛来による損傷が著しい現状であることにより、直接的な外的環境から遮断された保存状態が望まれていることから、「第3案：覆い屋保存」を採用し、これ以上の劣化の進行を止め、現状の姿のまま保存を行っていくこととしている。

保護の方針設定にあたっては、これに則り、昭和4年(1929年)の創建時から現在に至るまでに残された「現状の姿の保存」を基本とする。

また、目視による定期的な観察と落下物の記録・保管などを行い、今後の補修や活用のための資料とする。

第1案 現状維持保存

薬剤などを使用して劣化の進行を抑えながら、現状を維持したまま保存を図る手法

<補修項目>

- A. 剥落しそうなモルタルをピン注入にて、剥落進行を抑える。
- B. 中性化が進行し躯体内部の鉄筋が錆びないようにコンクリートの改質剤を全面塗る。
- C. 剥落しそうな豆砂利を薬剤で固め、見た目に変化がないように補修する。
- D. すでに露出し腐食している鉄筋などの鉄部品を信頼性の高い錆塗装で補修する。
- E. 木製窓などの製品には木材が劣化しにくい保護塗装を塗る。

<特記事項>

- ・遺跡を扱うように、劣化した現状の見た目をそのまま維持しようとする手法だが、劣化の進行を完全に止めることは困難。
- ・初期費用を抑えることは出来るが、今後現状維持のための費用が定期的に発生する。
- ・長期間にわたり薬剤等を使用した場合、想定外の不良が発生する恐れも懸念される

第2案 躯体補修復元(創建時の姿に復元)

創建時の劣化がない状態に復元する保存方法

<補修項目>

- A. 現状の表層仕上げのモルタルを全て撤去する。
- B. 下地コンクリートで不良と判断される範囲をハツリ撤去する。
- C. 創建時の屋根及び庇の復元のため、消失或いは腐食した鉄筋の代わりに新規に樹脂アンカーを打ち込み鉄筋を組み直す。
- D. 壁面においても不良と判断されるコンクリートをハツリ撤去する。

- E. 創建時の壁面復元のための壁配筋は樹脂アンカーを打ち込み鉄筋を組み直す。
- F. 壁、屋根の型枠を組みコンクリートを打ち込む。
- G. 脱型後に創建時に類似したモルタルで仕上げる。
- H. 開口部(正面出入り口扉・窓)はその当時の窓を復元し設置する。
- I. 外構の門扉は建物同様に躯体コンクリートを修復し、モルタルで仕上げる。
- J. 門扉は資料など両開きの扉を再現する。

〈特記事項〉

- ・劣化している躯体を完全に修復し、仕上げのモルタルも全面修繕。開口部にも創建時に取り付けられていたと推測される建具を設置。門柱及び扉の修復も行うことで、創建時の姿に復元できる。
- ・復元後の維持管理にあまり手がかからない。

第3案 覆い屋保存

建物に覆いをかけることで、これ以上の劣化の進行を止め、現状の姿のまま保存する手法

〈特記事項〉

- ・風雨や波しぶきなど建物の劣化を進行させる外部要因を遮断できる。
- ・費用はかかるが、より確実に建物の現状保存が可能となる。

【保存手法別の優位点と課題の整理】

区分	第1案 現状維持保存	第2案 躯体補修復元 (創建時の姿に復元)	第3案 覆い屋保存
保存手法	剥落しそうなモルタルやコンクリート骨材、露出した鉄筋等に薬剤を塗布するなどの補修を行い、劣化した現状を維持したまま保存を図る。	コンクリートの不良部分を撤去して打ち直すなど傷んだ部分を補修した上で、躯体全体を創建時の劣化がない状態に復元し、保存を図る。外構の門柱、門扉、窓、建具なども創建時に近い姿に戻す。	波しぶきや風雨、積雪寒冷、台風など劣化を進行させる外部要因を遮断するため、建物に覆いをかけ、時間の経過を刻んだ現状の姿を維持したままできるだけ長く保存する。
保存場所 公開の有無	現位置での保存 公開して活用	現位置での保存 公開して活用	現位置での保存 公開して活用
費用概算	700万円程度	2,000万円程度	2億～3億円程度 ※小規模な資料室を併設
優位点	<ul style="list-style-type: none"> 費用が安価である 国後島を含めた景観が維持される 	<ul style="list-style-type: none"> 復元後の維持管理が容易 見た目がきれいになる 国後島を含めた景観が維持される 	<ul style="list-style-type: none"> 劣化を進行させる外的要因を遮断できる 時間の経過を視覚化した現在の劣化状態を長く維持できる
課題	<ul style="list-style-type: none"> 劣化の進行は止められない 定期的な補修が必要 薬剤使用の長期的な影響が懸念される 文化財保存の原則「可逆性」の観点から、問題がある 	<ul style="list-style-type: none"> 健全な部分まで撤去するなど文化財保存の原則から逸脱 創建時の図面、古写真等の史料がないため、推測での復元となる(真正性の問題) 創建時のきれいな外観が果たして見る人に訴えかける力を有するか、疑問がある 	<ul style="list-style-type: none"> 費用が高くなる 新たに覆い屋を設けることで、国後島と一体となった景観が損なわれる 覆い屋内の温湿度等の調整が必要 モルタル剥落の防止など入場者への安全対策が必要

※上記表中の「費用概算」については、あくまでも「根室国後間海底電信線陸揚庫の保存と活用を考える分科会」における検討段階での参考的なものであり、第3案の費用概算については、小規模な資料室の併設を前提としたものであるが、その後の検討で、資料室についてはサテライト方式とし、覆い屋には併設しないこととしている。

(2) 部分の設定と保護の方針

部分の設定と保護の方針では、以下に示す3つの区分設定により保護の方針を定めるが、当該施設においては、全てが「保存部分」に該当する。ここで「部分」は、屋根、壁面外観(各面毎)、又は各部屋等を単位とする区分を指す。

<部分の区分と保護の方針>

部分の設定	保護方針	設定基準
保存部分	文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分	<ul style="list-style-type: none"> 主として部位の基準1又は2に該当する部位により構成される部分（活用又は補強等のために特に変更が必要な部位に限り基準3も含む） 構造上特に問題を有する場合を除き、壁、柱、床、梁、屋根等の主要構造部及び通常望見できる範囲
保全部分	維持及び保全することが要求される部分	<ul style="list-style-type: none"> 主として部位の基準3又は4に該当する部位により構成される部分（特に保存が必要な部位が存在する場合は基準1又は基準2を含む） 改造により文化財としての現状が失われている部分 厳密な保存を必要とせず、文化財全体としての価値を損なわない部分 管理・活用・補強等のために改変が許される部分
その他部分	活用又は安全性向上のために改変が許される部分	<ul style="list-style-type: none"> 主として部位の基準4又は5に該当する部位により構成される部分（特に保存が必要な部位が存在する場合は基準1又は基準2を含む） 改造により文化財としての現状が失われている部分 厳密な保存を必要とせず、文化財全体としての価値を損なわない部分 管理・活用・補強等のために改変が許される部分

(3) 部位の設定と保護の方針

以下に示す5つの区分により部位を設定し、それぞれについて保護の方針を定める。ここで「部位」は、一連の部材等(室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠等)を単位として設定される区分を指す。各部分は各部位により構成される。

また、本計画策定時点で設置時期が不明なものについては、文化財価値を有する可能性が高い部位は保護に万全を期すため基準1とし、文化財価値を有する可能性が低い部位は基準3とする。これらについては、今後、設置時期が明らかになった場合に、必要な見直しを行う。

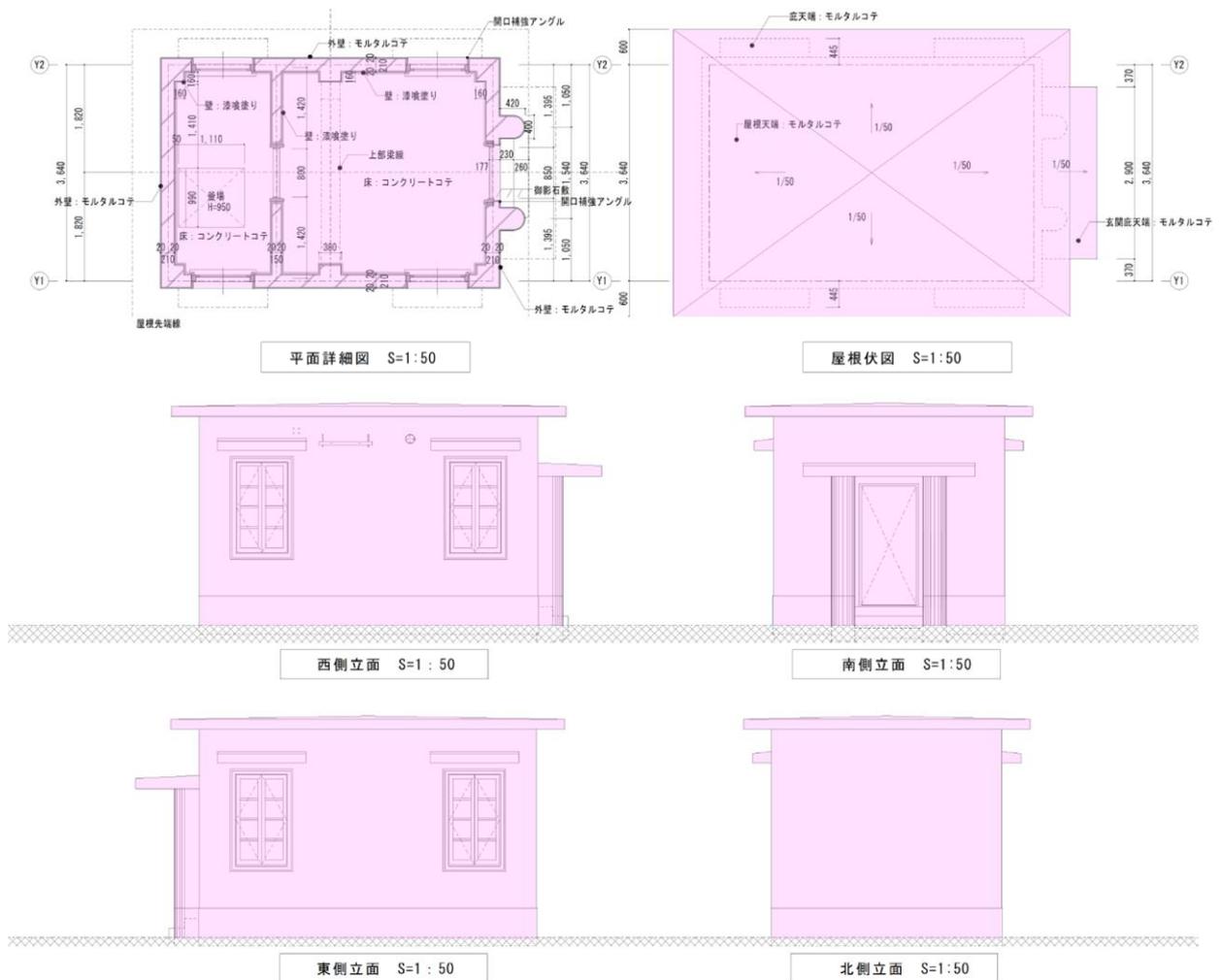
<部位の区分と保護の方針>

部位の設定	保護方針	設定基準
基準1	文化財価値を有し、材料自体の保存を行う部位 ※現状維持を基本とする。コンクリートやモルタルの躯体に関して修理等が必要な場合、モルタル及びコンクリートの配合比やセメント、骨材等の使用材料の産地や組成については、建築時に特に意図されたものを除き、当初に倣うのではなく、適正な強度、剛性及び耐久性を有することを優先する。	<ul style="list-style-type: none"> 主として当初材の部位

基準 2	文化財価値を有し、材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位 ※修理に際しては、従前と同様の材料の使用を原則としつつも、当初材を再現した製品の入手が困難な場合は、現在入手可能な既製品の中から類似品を選んで使用する。	<ul style="list-style-type: none"> 当初材の部位で定期的な材料の取り替えが必要な部位
基準 3	主たる形状及び色彩を保存する部位	<ul style="list-style-type: none"> 保存部分との調和が求められる部位 保存部分において活用又は補強等のため特に変更が必要な部位
基準 4	意匠上の配慮を必要とする部位	<ul style="list-style-type: none"> 保存部分と意匠的に一体である部位
基準 5	所有者等の自由裁量に委ねられる部位	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の部位

(4) 部分設定及び部位設定

<部分設定>



<部分設定凡例>

保存部分	
保全部分	
その他部分	

図 2-1 部分設定

< 部位設定 >

表 2-1 部位の設定

部分	部位		基準	備考
門柱	門柱		1	
	戸当たり		1	石
躯体	基礎		1	
	壁		1	鉄筋コンクリート
	柱		1	鉄筋コンクリート
	屋根スラブ		1	鉄筋コンクリート
	天井梁		1	
外部	壁		2	モルタルコテ
	腰壁		2	モルタルコテ
	架空電線止め棒		1	
	柱	円柱	2	モルタルコテ
	屋根	天端	2	モルタルコテ ルーフィング?
		軒天	2	モルタルコテ
	庇	庇	2	天端：モルタルコテ
		玄関庇	2	天端：モルタルコテ 立ち上がり：アスファルトプライマー塗り
	床	玄関階段	1	花崗岩敷
	開口部	窓枠	2	モルタルに補強アングル
		窓	5	保護板を上から打ち付け
扉		5	合板	
ケーブル穴		1		
内部	壁		2	漆喰塗
	腰壁		2	モルタルコテ
	碍子		2	
	床	床	2	モルタルコテ
		ピット	1	
	天井		2	漆喰塗
	巾木		2	モルタルコテ
建具	窓	窓枠	1	木製
		窓	1	木製、ポリカ波板、金具：フランス落とし・丁番
		窓台	1	木製
	扉	扉枠（額縁）	1	木製
		沓摺	1	木製
		扉	1	木製

■資料：建物の保護に係る部位の設定（写真資料）

○門柱



門柱
【基準 1】

写真 2-14 門柱



戸当たり石
【基準 1】

写真 2-15 門柱

○躯体



壁:鉄筋コンクリート
【基準 1】

基礎
【基準 1】

写真 2-16 躯体 (北面)



天井梁:鉄筋
コンクリート
【基準 1】

柱:鉄筋コン
クリート
【基準 1】

写真 2-17 躯体 (手前の部屋の北面)

○躯体



屋根スラブ：
鉄筋コンクリ
ート
【基準 1】

写真 2-18 躯体

○外部



壁：
モルタルコテ
【基準2】

腰壁：
モルタルコテ
【基準2】

写真 2-19 外部（東面）



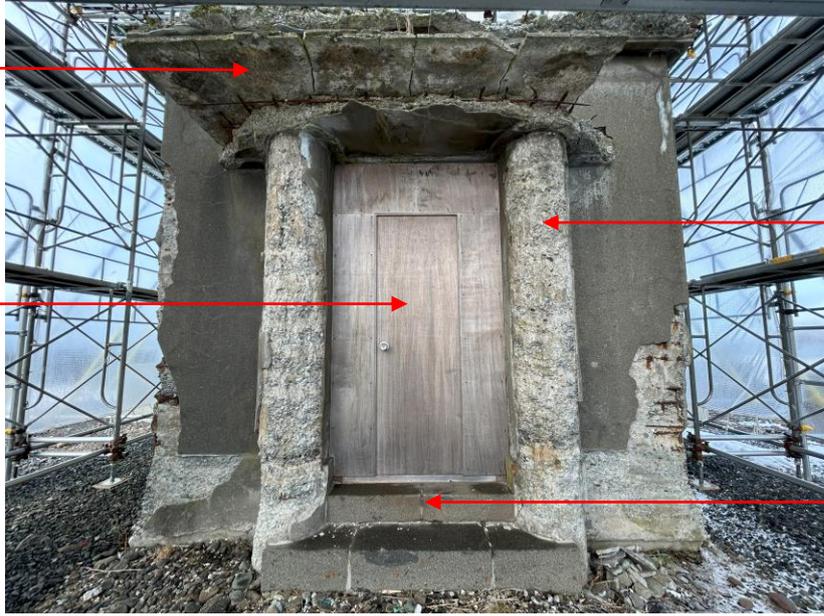
架空電線止
め棒
【基準1】

写真 2-20 外部（西面）

○外部

玄関庇
【基準2】

開口部:扉
【基準4】



柱:円柱
モルタルコテ
【基準2】

床:玄関階段
花崗岩敷
【基準1】

写真 2-21 外部 (南面)

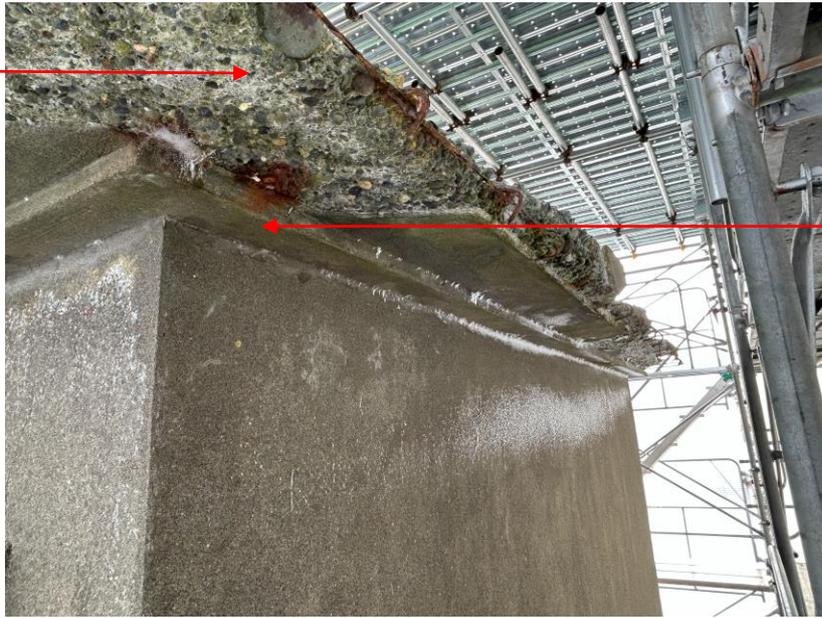
屋根:天端
【基準2】



写真 2-22 外部

○外部

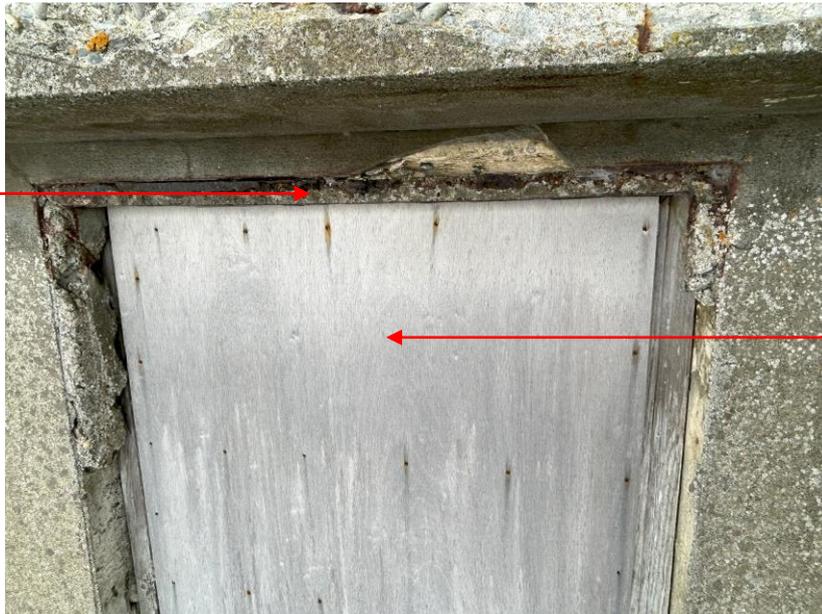
軒天
モルタルコテ
【基準2】



庇
モルタルコテ
【基準2】

写真 2-23 外部（北面）

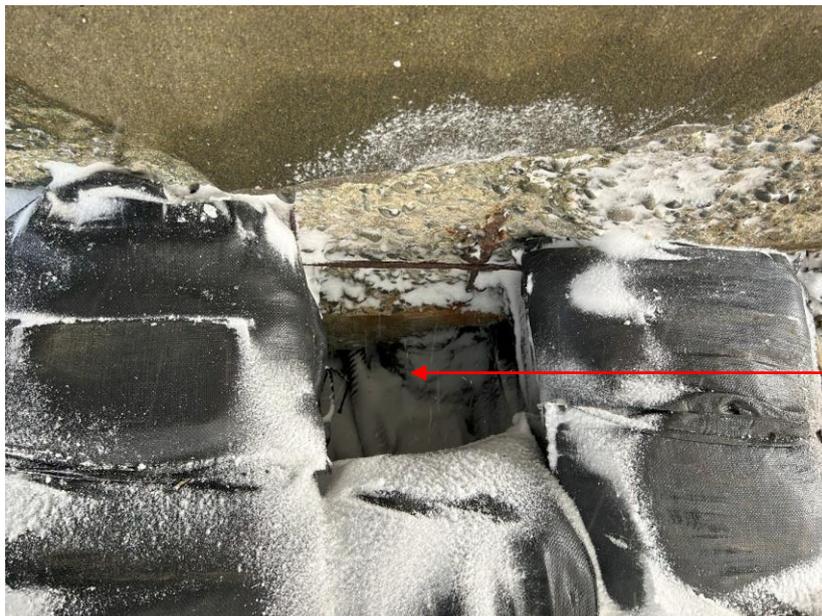
開口部：窓枠
【基準2】



開口部：窓
【基準5】

写真 2-24 外部（東面）

○外部



ケーブル穴
【基準2】

写真 2-25 外部（建物北側）

○内部

天井
【基準2】



壁
漆喰塗り
【基準2】

巾木
【基準2】

腰壁
モルタルコテ
【基準2】

床
【基準2】

写真 2-26 内部（手前の部屋南面）



腰壁
モルタルコテ
【基準2】

巾木
【基準2】

ピット
【基準1】

床
【基準2】

写真 2-27 内部（奥の部屋）

○内部



写真 2-28 内部（奥の部屋北西面）

○建具



窓枠
木製
【基準1】

窓
木製
【基準1】

窓台
木製
【基準1】

写真 2-29 建具（手前の部屋西面）



窓枠
木製
【基準1】

窓
木製
【基準1】

窓台
木製
【基準1】

写真 2-30 建具（手前の部屋東面）

○建具



扉枠
【基準1】

写真 2-31 建具（手前の部屋）



扉枠
【基準1】

扉
【基準1】

沓摺
木製
【基準1】

写真 2-32 建具（手前の部屋北面）

○建具



扉枠
【基準1】

写真 2-33 建具（奥の部屋南面）



窓枠
【基準1】

窓
【基準1】

窓台
木製
【基準1】

写真 2-34 建具（奥の部屋西面）

○建具

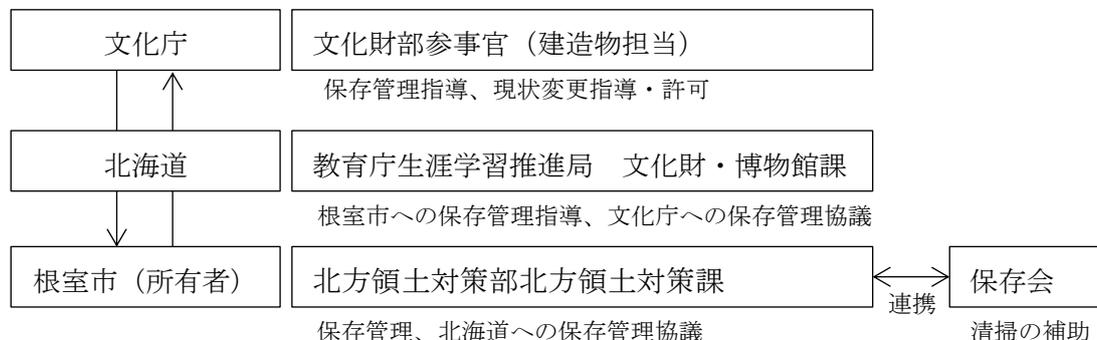


写真 2-35 建具（奥の部屋東面）

3. 管理計画

(1) 管理体制

これまでと同様に、所有者である根室市を主体とし、根室市北方領土対策部北方領土対策課が管理及び管理に係る対応を行う。また、管理上の連絡体制は以下の通りとする。



(2) 管理方法

1) 保存環境の管理

根室市は、保存対象建造物及びその周辺の環境を清潔な環境として保持し、適切かつ良好な状態で管理する。そのために定期的に、清掃、草刈、除排雪、護岸管理を行い、良好な保存環境の維持に努める。

2) 建造物の維持管理

建造物の維持管理では、定期的に見視により建物の劣化状況の確認を行う。また、必要と判断した場合には、「修理届」を要しない小規模な修繕を行う。修繕を行う際は記録を取り、今後の保存修理の参考資料とする。

3) 管理に係る各種届出等

第6章「保護に係る諸手続き」を参照のこと。

4. 修理計画

(1) 今後の維持修理の措置・保存修理計画

波しぶきや風雨、積雪寒冷、台風など、当該建築物への外的要因からの劣化の進行を遮断するため覆い屋をかけるとともに、覆い屋内の湿度等の調整をし、可能な限り現状を維持したまま保護を行う。

モルタル剥落など、入場者の安全性への影響が懸念される箇所がある場合は、所要の安全対策を講じる。

(2) 今後の具体的な事業計画

今後の具体的な事業計画として、覆い屋の実施設計・工事、建物の所要の安全対策、護岸擁壁（土留）整備を含む周辺環境整備等を予定しており、実施時期や内容について次の表に整理する。

表 2-2 今後の事業計画

年度	R7	R8	R9	R10	R11
内容	仮設保護 覆い屋補修	護岸擁壁 (土留) 整備 の実施設計	護岸擁壁 (土留) 整備 と覆い屋の 実施設計 3次元計測	覆い屋工事 所要の安全対策等	活用開始

※陸揚庫の保存活用に必要な環境整備として、覆い屋工事にあたっては、護岸擁壁（土留）の整備が必要である。

第3章 環境保全計画

1. 環境保全の現状と課題

根室国後間海底電信線陸揚施設には、登録有形文化財である陸揚庫と門柱を中心に、サイン等の工作物が配置されている。以下に現状の配置状況を示す。

本建造物の北側（海側）には、塩害や波浪害から本建造物を守るための護岸擁壁（土留）が設置されているが、波で侵食されており対策が求められる。また、本建造物は「国土の歴史的景観に寄与しているもの」として、登録有形文化財に登録されているが、周辺の環境・景観整備は手付かずとなっており、本建造物の本質的価値を感じられるよう適切な周辺環境・景観の整備が求められる。

さらに、現在来訪者用の駐車場が確保されておらず、来訪者は隣接地の空スペースに駐車し、見学している状況である。バスなどの大型車両のスペースも併せて、駐車スペースの確保が課題である。

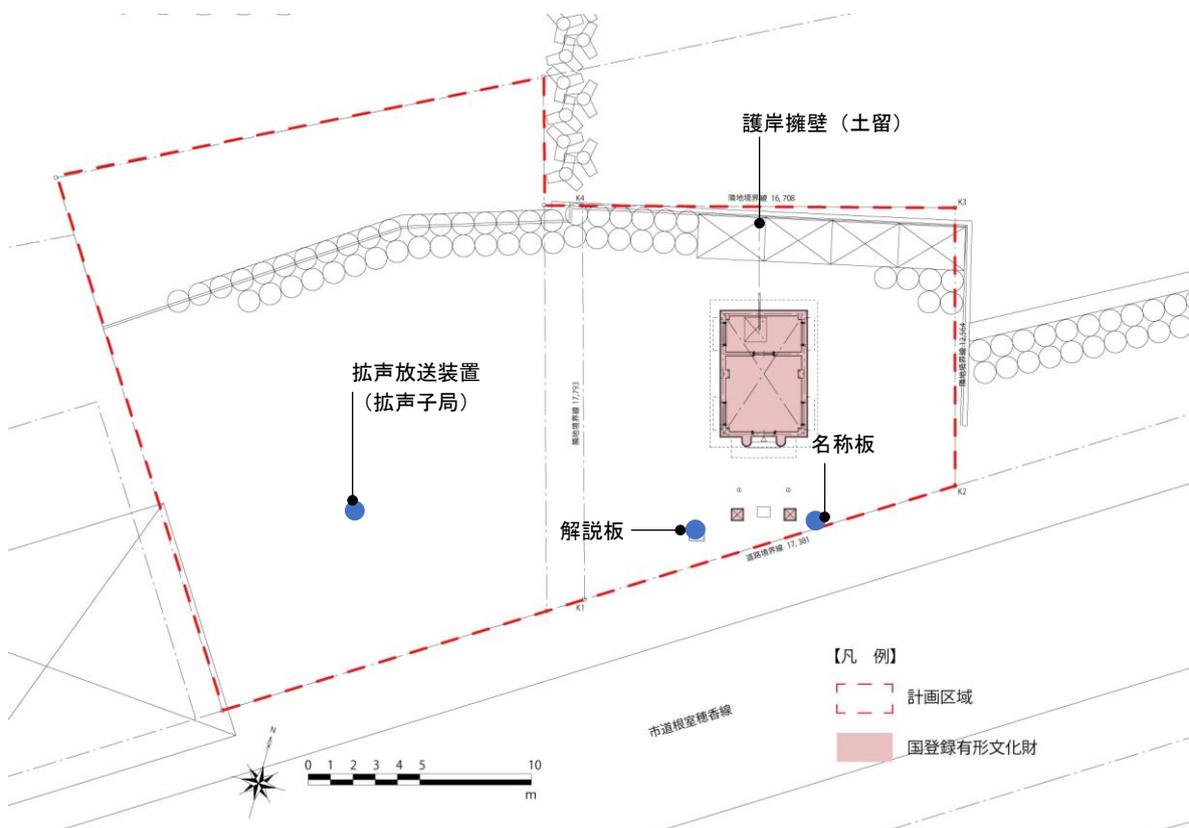
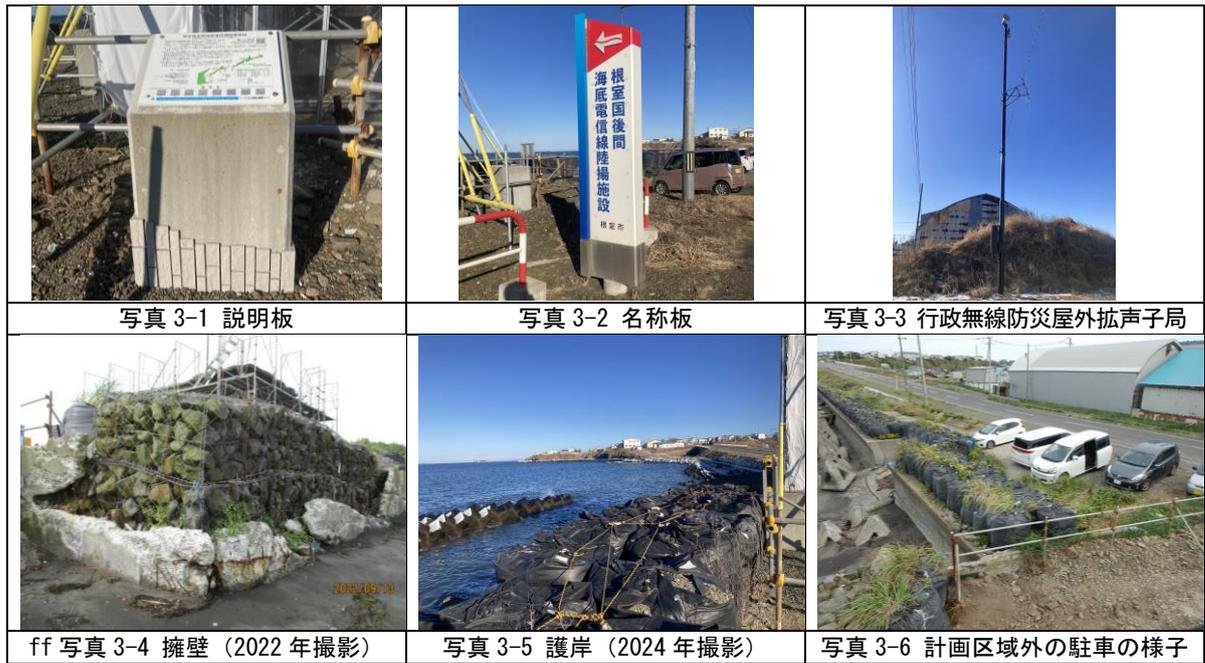


図 3-1 配置状況



2. 環境保全の基本方針

本建造物の敷地は、現状の敷地環境の保全を基本方針とする。本建造物以外の工作物の保全方法や管理・防災・活用に関わる施設の設置などは、区域の区分に合わせて個別に検討する。

3. 区域の区分と保全方針

計画区域のうち、本建造物の軒先が整備されていた位置で囲まれる範囲について、「保存区域」に設定する。また、門柱及び地中に埋まっている海底ケーブルが確認された本建造物の周囲は、「保全区域」に設定する。さらに、本建造物を塩害や波浪害から守るための護岸や、来訪者を誘導するためのサイン、駐車場の整備を想定するエリアを「整備区域」に設定する。

以上のような区域の性格を踏まえ、保存区域、保全区域、整備区域の保全方針を、それぞれ以下のとおり定めることとする。

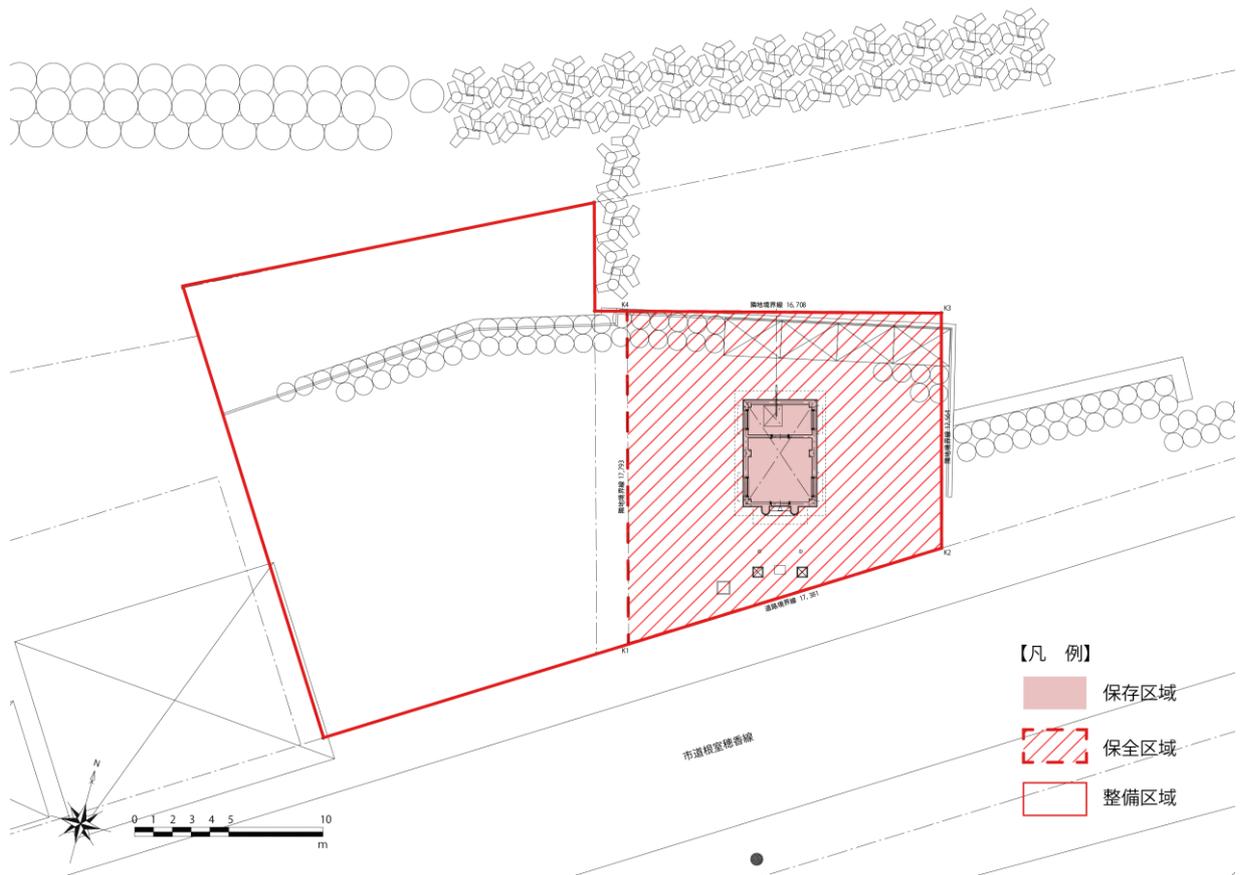


図 3-2 区域の区分

<保存区域>

登録有形文化財を含む区域で、この区域内では、原則として新たに建造物等は設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。

<保全区域>

保存区域に隣接する区域で、歴史的な景観や環境を保全する。この区域内では、建造物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は、原則として登録有形文化財の保全・管理もしくは、防災上必要な場合のみに限る。

<整備区域>

登録有形文化財の活用のために必要な施設の整備を行うことのできる区域とする。

4. 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題と今後の対処方針

陸揚庫は沿岸縁に位置するため、潮風、波浪、流氷片の飛来、風害による被害が大きい。また、陸揚庫が立地する位置は、北海道内では積雪量の少ない地域であるものの、最低気温が0℃を下回る期間が4か月間と長期間にわたるため、凍結・融解作用による建造物部材の劣化や、外装材の割れ・剥がれなどが懸念される。

本建造物の屋根は鉄筋コンクリート造モルタル仕上げであること、周囲の建物とは道路や空地により隔たりがあることから、周辺火災からの火の粉等による延焼の危険性は比較的低いと考えられる。

しかし、窓枠や建具は木製であり防火性能を有していないため、建物の密集している敷地周辺で大きな火災が起こった場合には十分な注意が必要である。

(2) 環境保全施設整備計画

陸揚庫を潮風、波浪、流氷片の飛来、風害による損傷を防ぐため、護岸擁壁（土留）の整備及び建物に覆い屋をかけることとする。

覆い屋は、位置的要因と気象に対する耐久・対候性の優れた鉄筋コンクリート造として計画する。陸揚庫の周囲にはメンテナンスのスペースを設ける。

第4章 防災計画

1. 防災対策の考え方

1) 防火

本建造物の屋根は鉄筋コンクリート造モルタル仕上げであること、周囲の建物とは道路や空地により隔たりがあることから、周辺火災からの火の粉等による延焼の危険性は比較的低いと考えられる。しかし、窓枠や建具は木製であり防火性能を有していないため、建物の密集している敷地周辺で大きな火災が起こった場合には十分な注意が必要である。

2) 潮風・波浪・積雪等

本建造物の劣化の進行は、潮風、波浪、流氷片の飛来、風害による影響が大きい状況となっている。また、陸揚庫が立地する位置は、北海道内では積雪量の少ない地域であるものの、最低気温が0℃を下回る期間が4か月間と長期間にわたるため、凍結・融解作用による劣化の進行も大きい。これらの外的要因からの影響を最小限にする対策が求められる。

3) 防犯

本建造物の周囲には、自由な立ち入りができる状況となっており、防犯対策としての監視機能の強化が求められる。

2. 今後の対処方針

本建造物の防火対策および潮風・波浪・積雪等への対策として、護岸擁壁（土留）の整備及び建物に覆い屋をかけることとする。

覆い屋は、位置的要因と気象に対する耐久・対候性の優れた鉄筋コンクリート造として計画する。覆い屋の設置にあたっては、空調設備や防犯カメラなどの防犯設備等を合わせて計画する。

陸揚庫の周囲にはメンテナンスのスペースを設けることとする。

積雪期の敷地内の除排雪など必要な措置に関しては、必要な頻度や箇所を見極めながら実施していくこととする。

第5章 活用計画

1. 公開その他の活用の基本方針

(1) 公開活用に係る基本方針

陸揚庫の価値は、旧ソ連軍による北方領土侵攻と占領をリアルタイムで伝えた「歴史の証人」であり、今もなおロシアに不法占拠されている北方領土と繋がっていたことを示す、本土に残る唯一の建造物であるという事実である。活用に当たっては、戦後79年経過してなお解決していない北方領土問題に対する理解と共感を全国に広げ、返還運動の象徴となり得る施設として位置づけ、公開活用を図っていく。

(2) 現在の公開状況

1) 公開の概要と範囲

現状の姿を維持するため、本覆い屋を整備するまでの間、波しぶきや風雨、積雪等の外部要因を遮断するための仮設覆い屋を設置しており、一部外観を見ることができるが、陸揚庫及び陸揚庫の周囲は立ち入り禁止となっている。陸揚庫内部は視察等の申し込みがある際に限って公開している。

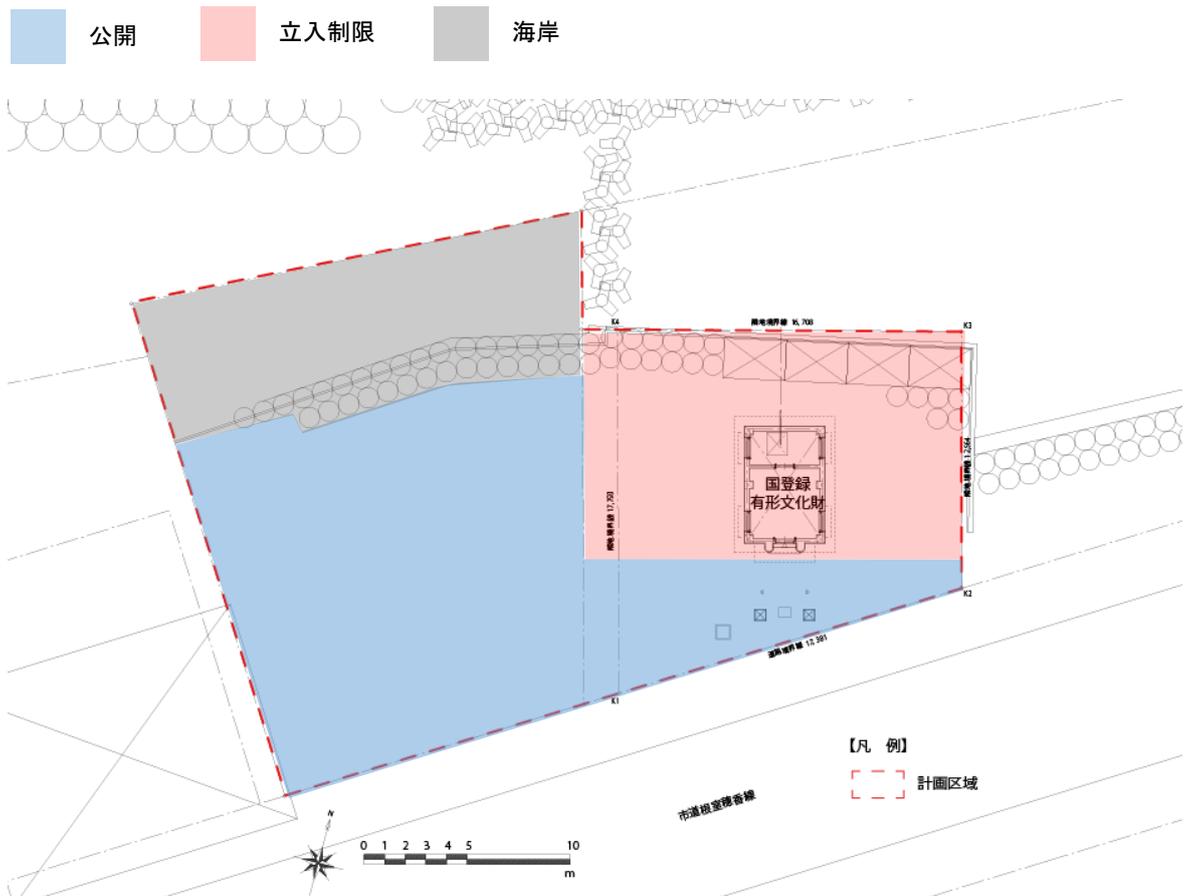


図5-1 公開状況

2) 活用履歴

本建造物はこれまで、北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会で実施する、北方少年少女塾や全国 47 都道府県から訪れる北方領土青少年等現地視察などの視察団体に対して公開し、活用している。

表 5-1 北方少年少女塾 開催実績

年度	参加学校数				参加人数			
	小学校	中学校	その他 ※	計	小学校	中学校	その他 ※	計
H13	13	3	0	16	548	111	0	659
H14	11	2	6	19	569	156	73	798
H15	9	6	0	15	372	212	0	584
H16	12	6	0	18	412	198	0	610
H17	13	7	0	20	434	338	0	772
H18	18	7	0	25	727	228	0	955
H19	13	5	1	19	615	198	80	893
H20	16	6	1	23	671	225	32	928
H21	15	8	0	23	660	286	0	946
H22	14	8	0	22	640	282	0	922
H23	20	10	0	30	866	310	0	1,176
H24	16	8	1	25	750	358	31	1,139
H25	9	19	1	29	840	335	18	1,193
H26	15	10	0	25	618	371	0	989
H27	16	9	0	25	734	329	0	1,063
H28	16	9	0	25	657	353	0	1,010
H29	19	10	0	29	614	442	0	1,056
H30	15	11	1	27	526	563	14	1,103
R1	17	10	1	28	560	396	16	972
R2	12	8	4	24	400	244	77	721
R3	14	3	1	18	407	135	16	558
R4	18	8	4	30	516	397	72	985
R5	20	5	6	31	625	332	115	1,072
合計	341	178	27	546	13,761	6,799	544	21,104

※その他は、幼稚園、小中学校併設校、高等学校など

※上記実績には、陸揚庫以外の視察も含む

3) 設備等の現状

設備等は、名称板と解説版のサインが2基設置されている。



写真 5-1 名称板



写真 5-2 解説板と盤面

4) 展示の現状

海底ケーブルについては、「北方館・望郷の家」、「北方領土資料館」、「北方四島交流センター（二・ホ・ロ）」で展示しており、北方領土資料館においては、当時の電報などの各種パネルを展示している。

5) 情報発信の現状

根室市のホームページにおいて、「根室国後間海底電信線陸揚施設」の施設概要や写真、位置を紹介しているほか、根室市公式チャンネル（YouTube）においてもプロモーションビデオを公開している。

(3) 活用上の課題

1) 公開に関する課題

現在、陸揚庫は外観一部のみ観覧可能な状況であるが、陸揚庫周囲には近づくことができないことから、覆い屋の整備によって本来の建造物の価値を間近で観覧できる整備が求められる。

2) 展示に関する課題

陸揚庫の歴史的意義や価値について、現地では解説板があるのみで、深く来訪者に伝えられていない状況であり、覆い屋の検討と併せて、展示パネルや資料等を設置するなどの取組が求められる。

3) 設備等に関する課題

現地には名称板と解説板が設置されているが、市街地や他地域から陸揚庫へのアクセスがわかりにくいことから、来訪者を現地へ誘導する誘導サイン等の設置が必要である。

また、覆い屋での展示を検討する際は、来訪者の観覧環境を整えるため、電気設備や空調設備の検討が課題となる。

さらに、現状の狭隘な敷地では本格的な駐車場の整備は難しいため、敷地西側区画や近隣敷地を活用した駐車場整備が求められる。

4) 活用に関する課題

陸揚庫はその存在が広く認知されている状況とは言い難く、根室市民の中でも十分に知られていない状況であり、より多くの市民に認知され、陸揚庫の価値を理解してもらう取組が求められる。

また、国内における重要な歴史を伝える数少ない施設であることから、陸揚庫の価値を多くの方に伝えていくため、観光客などの来街者を対象にした取組が求められる。

これらの取組を推進するためには、観光、教育、まちづくりなどの関連団体や施設、関連自治体等との連携が必要である。

2. 公開計画

(1) 公開範囲

公開範囲は、今後検討・設計する覆い屋と併せて検討するが、陸揚庫内は立入制限（希望により公開対応）を行い、覆い屋内にパネルや資料の展示スペースを設けるなどして、現地で来訪者が陸揚庫の外観と展示を観覧できる整備を想定する。

(2) 展示計画

1) 展示・体験

陸揚庫内部は、希望により公開対応するとともに、覆い屋内にパネル等を展示するほか、サテライト（北方領土資料館内を予定）で資料室を設置する。想定される展示物としては、北方領土における電信整備の状況や、島民の暮らしや漁業など産業を支えた通信インフラとしての役割、電信線の実物、北海道立文書館に保管されている電報や電話記録の複製、ソ連侵攻時の島民の証言などが考えられる。

展示スペースが限られることから、デジタル通信技術を活用して、スマホから詳細な資料や証言等にアクセスできる環境を整備する必要がある。「陸揚庫の外観及び内部をパソコンやスマートフォンで自由な視点で閲覧できる3次元データの公開やVRなどへの活用について検討する。また、楽しみながら「知る・学ぶ・伝える」という視点から、当時のトントー(モールス通信)や電話、電報のアナログ体験が出来るアトラクションについても検討する。

3. 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

1) 文化財保護法

登録有形文化財（建造物）として、文化財保護法の適用を受ける。現状変更や各種の届出など必要な手続きに関しては、第6章「保護に係る諸手続き」を参照。

2) 建築基準法

本建造物は登録有形文化財（建造物）であり、現状では建築基準法3条の適用除外の対象とならない。今後検討・設計する覆い屋と併せて、必要に応じて建築基準法に則った整備内容を検討する。

3) 消防法

消防法については、活用内容の確定に伴い、関係行政機関との調整を図る。

4) 活用内容により考慮すべき法令等

①高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

バリアフリー関連の整備に際しては、文化財価値を損なわない範囲において、バリアフリー法の趣旨に則った整備内容を検討する。

5) 根室市の各種計画における位置づけ

①第10期根室市総合計画

- ・基本計画第二章6-1 北方領土の復帰を目指す取組の推進
取組方針① 国内外世論の喚起と後継者育成に向けた取組を進めます。
主要な取組 根室国後間海底電信線陸揚施設の保存活用

②根室市観光振興計画

- ・基本方針1. 地域資源を活かした観光の魅力づくり
基本施策1-3 歴史・文化を活かした魅力づくり
北方領土を活かした教育旅行等の誘致促進

(2) 活用方策

1) 語り部の育成

陸揚庫の歴史的意義や価値については根室市民の中でも十分知られておらず、現状では陸揚庫を題材にして北方領土(問題)を語る事が出来る人は少ない。元島民をはじめ後継者の語り部や、根室高校北方領土根室研究会の生徒等によって出前講座が実施されているが、その中で、陸揚庫の物語を織り込み広く知ってもらう取組を検討する。

「陸揚庫の語り部」育成を視野に、市民を対象とした語り部育成講座の開催や語り部用のマニュアル作りなども検討する。併せて、小中学生の北方領土学習(例えば北方少年少女塾)の中に、陸揚庫での現地学習を定例のプログラムとして組み込んでいくことも検討する。

2) 啓発施設との連携

根室市内には北方領土関係の啓発施設として道立北方四島交流センターや納沙布の根室市北方領土資料館、北方館・望郷の家などがある。また、教育委員会所管の歴史と自然の資料館でも関連資料の収集や調査研究を実施している。それぞれの機能や役割を踏まえた中で、連携を図っていくことを検討する。

また、近隣の別海町、中標津町、標津町、羅臼町に設置されている北方領土関係の啓発施設との連携についても同様である。

3) 陸揚施設を有する自治体との連携

陸揚庫と海底電信線が果たした歴史的な役割や意義を広く知ってもらうとともに、保存活用のあり方について情報共有を図るため、本市と同じく陸揚庫を有する長崎県長崎市・沖縄県石垣市・稚内市・利尻富士町と「にっぽん「四極」陸揚庫会議」を令和4年(2022年)に開催したところであるが、引き続き連携した取り組みを検討する。

稚内市や利尻富士町の陸揚庫については、本市の陸揚庫の調査の中で所在や関連資料が明らかになっているが、国後島や択捉島における有線電信あるいは併用されていた無線電信に関する資料も十分とはいえず、引き続き有識者や陸揚庫を有する自治体との連携による調査研究や資料収集を行う必要がある。

(3) 施設等整備計画

1) 公開・活用に必要な設備等

今後検討・設計する覆い屋と併せて、バリアフリーや冷暖房設備、照明設備、展示什器・解説パネル、ネットワーク設備など、公開・活用に必要な設備等を検討する。

(4) 外構及び周辺整備計画

1) 駐車場の整備

現状の狭隘な敷地では本格的な駐車場の整備は難しい。敷地西側の小さな山のようになっている部分を整地するなどして、当面は敷地内に大型バス1台が駐車できるスペースを確保すべきである。近年、北方担当大臣の陸揚庫視察は大型バスの駐車が難しく、警備上の問題もあって、バスを降りての視察は見送られている。引き続き、周辺で利用可能な空き地等の調査を行いながら、将来的に敷地の拡大が可能な状況が生じた際には、駐車場用地としての取得を検討する。また、現地は旧国道に面しており、旧国道を挟んで水産加工場が立地するなど比較的交通量が多いことから、見学者の安全対策にも配慮する。

2) アクセスの向上

陸揚庫は令和3年(2021年)に国の登録有形文化財となったが、その存在が広く認知されている状況とは言い難く、駐車場整備の進捗を見ながら、現地へ誘導する案内板等の設置を検討する。また、近隣には利用者が多い運動公園があることから、陸揚庫へ誘導する仕掛けを工夫するなどして、来訪者を増やす取り組みも検討する。

3) 修景・景観の整備

陸揚庫は「国土の歴史的景観に寄与しているもの」として国の登録有形文化財に登録されたことから、その価値を最大限発揮させるため、国後島と繋がっていたことがイメージできるような整備が重要となる。その意味で、陸揚庫に残っている海底電信線の見せ方には工夫を要する。また、高潮対策として、陸揚庫と海岸擁壁の間にスーパー土嚢が積まれているが、本来の姿ではなく、見栄えも良くないことから、護岸擁壁(土留)とともに環境整備を進める。

(5) 管理・運営計画

第2章「保存管理計画」を基本として管理及び運営を行う。

第6章 保護に係る諸手続き

1. 保護に係る諸手続き

本建築の保存および活用に係る改修等を行う場合に、文化財保護法に基づいて必要となる主な手続きについて示す。手続きに係る書類については、根室市北方領土対策部北方領土対策課から文化庁へ提出する。

なお、保護に係る諸手続きに関しては、『登録有形文化財（建造物）の手引き2（登録後の各種届出）』（令和3年（2021）12月文化庁文化財第二課 登録部門・審議会係）も参考にすることができる。

（1）文化庁への届出や報告を要する場合

文化財保護法に基づき、原則として、以下の届出や報告を行わなければならない。

なお、届出の要否が不明な場合や、具体的な取扱いについて疑義が生じた場合には、必要に応じて北海道教育委員会及び文化庁と協議するとともに、文化庁の判断を仰ぐものとする。

1) 現状変更届

登録有形文化財の価値を有する部分に直接的かつ物理的に変化を加える修理（移築、建築面積・延長・屋根材等の構造形式の変更、外観の色彩など）を行う場合には、特殊な場合を除き、現状変更しようとする日の30日前までに届け出る必要があり、それ以外は「維持の措置」として届け出る必要はない。

現状変更の工事完了後、速やかに現状変更完了報告を作成し、文化庁に提出する必要がある。

※特殊な場合

- ①非常災害のために必要な応急措置をとる場合
- ②他の法令の規程（例えば、建築基準法の是正命令など）による現状変更を内容とする命令に基づく措置の場合。）

※維持の措置

- ①登録有形文化財建造物の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の4分の1以下である場合（移築の場合を除く。）

内装に限定される模様替え、修繕は、その規模、内容にかかわらず、「維持の措置」に該当。また、外装についても、屋根の葺き替えや壁の塗り直しなど形質・色彩を変更しない行為は、その規模にかかわらず「維持の措置」に該当。

- ②登録有形文化財建造物がき損している又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するため応急の措置をする場合

2) き損届

有形登録文化財（建造物）が相当程度破損または損傷した場合には、その事実を知った日から 10 日以内に、所定の事項を記載した「き損届」を文化庁に提出しなければならない。

3) 滅失届

有形登録文化財（建造物）が失われた場合には、その事実を知った日から 10 日以内に、所定の事項を記載した「滅失届」を文化庁に提出しなければならない。